

第3章

分野別基本方針

- ① 分野別基本方針について
- ② コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針
- ③ 土地利用の基本方針
- ④ 都市交通の基本方針
- ⑤ 都市環境の基本方針
- ⑥ 都市防災の基本方針
- ⑦ 都市景観の基本方針



第3章 分野別基本方針

1 分野別基本方針について

分野別基本方針は、全体構想で掲げた将来都市像、まちづくりの基本目標及び将来都市構造の実現に向けて、市全体の観点からのまちづくりを計画的に進めていくための、各分野の施策や取組に関する基本的な考え方を示したものです。

具体的には、持続可能なまちの実現に向けた拠点整備や軸形成の基本的な考え方となる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の基本方針を大前提とした上で、土地利用、都市交通、都市環境、都市防災及び都市景観の各分野における施策や取組の基本的な考え方を、都市計画の視点から整理しています。

全体構想

- 将来都市像
- まちづくりの基本目標
- 将来都市構造

分野別基本方針

2 コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針

- 都市拠点整備の基本方針
- 地域拠点整備の基本方針
- 生活拠点整備の基本方針
- その他市街地における基本方針
- 都市軸形成の基本方針
- 地域軸形成の基本方針

3 土地利用の基本方針

- 都市計画区域内の土地利用の基本方針
- 都市計画区域外の土地利用の基本方針

4 都市交通の基本方針

- 公共交通体系の基本方針
- 道路交通体系の基本方針
- その他の交通施設の基本方針

5 都市環境の基本方針

- 水・緑の環境整備とネットワーク化の基本方針
- 良好な住環境創出の基本方針
- 環境との調和・共生の基本方針
- 上下水道整備等の基本方針

6 都市防災の基本方針

- 防災施設整備等の基本方針
- 減災・防災意識啓発に関する基本方針

7 都市景観の基本方針

- まちなみ・沿道景観形成の基本方針
- 自然・歴史的景観形成の基本方針
- 眺望景観形成の基本方針

2 コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針

＜基本的な考え方＞

■拠点整備等の基本的な考え方

少子高齢化や人口減少の進行に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立し、安全・安心で利便性が高く、居心地が良く歩きたくなる市街地環境を形成するため、周辺農地との調和に配慮しながら、都市拠点、地域拠点及び生活拠点における生活利便施設等の都市機能の適切な立地誘導を図ります。

各拠点においては、道路等の都市基盤施設に加え、安全・安心な市街地環境を創出するためのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進するとともに、移住・住み替えの受け皿としての空き家等の利活用や、災害リスクの低減・回避により安全性を確保します。

また、都市活力の維持・向上を図るための産業基盤整備や、その他市街地における良好な市街地環境整備を進めます。

■軸形成の基本的な考え方

少子高齢化や人口減少の進行に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立し、安全・安心で利便性の高い交通環境を形成するため、ＪＲ北陸新幹線及びＪＲ信越本線の維持を図るとともに、幹線道路の整備及び維持管理を進めます。

また、市全体を網羅する交通機能を確保するため、幹線道路と生活道路のネットワーク化を推進するとともに、幹線道路においては、適切な沿道土地利用を推進します。

さらに、幹線道路と生活道路のネットワークを活かし、過度に自家用車に依存しなくても移動することができる公共交通ネットワークの形成を図ります。



2-1 都市拠点整備の基本方針

■安中市役所・安中駅周辺

安中市役所・安中駅周辺においては、市の中心的な拠点として、枢要な公共公益施設や生活利便施設等の高次都市機能の集約再配置、機能強化を重点的に進めるとともに、交通結節点としての安中駅の機能の維持と設置を検討している新駅による機能強化、また公共交通の利便性向上を図り、市民をはじめ多くの来訪者が交流し賑わう都市拠点を形成します。

また、既存市街地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図ります。

新庁舎竣工後の安中市役所跡地については、都市拠点の機能向上を図るため多角的な観点から跡地の利用方法を検討し、方針を定めた上で整備を行います。



安中南地区においては、地域の方々とワークショップ等を行い、地域の公共的な基盤施設の個別改善・整備を進めるなど、様々な手法を活用した「あたらしいまちづくり」を進め、良好な住環境の創出を図ります。

西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道については、都市の生活利便性の向上とまちの賑わいを保つため、商業・業務等の都市機能と居住機能の拡充・立地誘導を図ります。

旧中山道安中宿・安中城址（現安中文化センター）周辺の市街地については、歴史的建造物やまちなみを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進するまちづくりを推進します。

2-2 地域拠点整備の基本方針

■松井田仲町交差点・西松井田駅周辺

松井田仲町交差点・西松井田駅周辺においては、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導を積極的に図るとともに、松井田駅・西松井田駅は、交通結節点としての機能の強化と公共交通の利便性向上を図り、都市拠点を補完し、市域西部の中核となる地域拠点を形成します。

また、既存市街地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図ります。

旧中山道松井田宿周辺の市街地については、歴史的建造物やまちなみを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進するまちづくりを推進します。

2-3 生活拠点整備の基本方針

■原市交差点・磯部駅周辺

原市交差点・磯部駅周辺においては、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導や公共交通の利便性の向上により、地域生活を支える生活拠点を形成します。

また、既存市街地や団地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図ります。

磯部温泉の市街地においては、隣接する碓氷川の自然環境・景観を活かしつつ、温泉街としてのたたずまいを演出しながら、宿泊・滞在ができる観光交流の場としてのまちづくりを推進します。

■横川駅周辺

横川駅周辺においては、横川駅、また上信越自動車道横川 S A や建設予定の道の駅等を活用した地域活性化や公共交通の利便性の向上、歴史・文化資源を活かした特徴的な市街地環境の形成など、様々な手法による生活拠点機能の創出と維持について検討します。

■安中榛名駅周辺

安中榛名駅周辺においては、高台に位置する新幹線駅のある特徴的な立地環境を有効に活かし、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導を図るとともに、既存市街地や団地等におけるまちのまとまりを維持・形成するために緩やかな居住誘導と公共交通の利便性の向上を図り、落ち着いた生活拠点の形成を図ります。

2-4 その他市街地における基本方針

■その他市街地

都市拠点、地域拠点及び生活拠点周辺の市街地においては、生活道路の整備や狭あい区間の改良を推進するなど、良好な住環境の形成と防災性の改善・向上を図ります。

2-5 都市軸形成の基本方針

■東西幹線軸

東西幹線軸である国道18号沿道、旧中山道沿道及びJR信越本線沿線においては、道路機能の維持・向上及び鉄道機能の維持を図るとともに、市街地エリアや田園・集落エリアなど、東西幹線軸周辺のエリアの特性や状況に応じ、周辺の自然環境等にも配慮しながら生活の利便性を高める都市機能の立地誘導と良好なまちなみ景観の形成を図ります。

■西毛広域軸

西毛広域軸である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）においては、前橋方面と富岡方面をネットワークする幹線道路として早期整備を関係機関に要望します。また、市街地エリアや田園・集落エリアなど、西毛広域軸周辺のエリアの特性や状況に応じ、生活の利便性を高める都市機能のほか、都市の活力を高める商業施設等の立地誘導を図るとともに、周辺の自然環境等にも配慮した、良好なまちなみ景観の形成を図ります。

2-6 地域軸形成の基本方針

■地域軸

都市軸を補完する地域軸においては、都市拠点、地域拠点及び生活拠点を相互に連携する幹線道路の整備・維持管理を図るとともに、市街地エリア、田園・集落エリア、産業振興ゾーンなど、地域軸周辺のエリアやゾーンの特性に応じ、周辺の住環境や自然環境と調和した沿道土地利用を進めます。

コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針図





3 土地利用の基本方針

＜基本的な考え方＞

■土地利用の基本的な考え方

本市では、良好な市街地環境の維持・創出と緑豊かな自然環境や良好な営農環境の保全を図るため、都市計画法に基づく土地利用制度の維持・指定に取り組みます。

市街地においては、用途地域等により住宅地、商業地及び工業地の土地利用の整序を適切に行いつつ、「安中市立地適正化計画」に基づく都市機能及び居住の誘導と、低未利用地の効果的な利活用を進めます。なお、低密度な市街地がこれ以上拡大しないよう、用途地域の縮小等の検討や適正な規模での居住誘導区域の指定などに取り組み、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

また、地区計画等の地区レベルのきめ細かなまちづくりの推進などにより、地区の特性に応じた秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の維持・創出を図ります。

市街地の外側に広がる田園や既存集落地等においては、自然環境や営農環境と調和した住環境の保全と無秩序な宅地開発の抑制を図るため、地域の特性や実情に合った特定用途制限地域等の指定に取り組みます。また、ＪＲ信越本線の新駅構想周辺など市街地の隣接地においては、自然環境や営農環境との調和を前提として、新たな土地利用の可能性について検討を進めます。



3-1 都市計画区域内の土地利用の基本方針

（１）都市的土地利用の基本方針

①低層住宅地

田園・集落地に隣接する市街地縁辺部において既に一定の住宅の建て込みが見られる地区については、低層の住宅市街地と位置づけ、生活道路等の基盤整備を進めるとともに、緑豊かでゆとりのある戸建住宅地としての土地利用の形成を図ります。

歴史的建造物や由緒ある寺社を含む閑静なまちなみが残されている地区については、低層で低密度の土地利用を誘導し、広域観光交流の資源となる良好な環境や景観を保全します。

②中低層住宅地

公営住宅団地周辺や幹線道路沿道などにおける中低層の集合住宅、小規模な店舗、作業所が戸建て住宅と並存し一定の建物の建て込みが見られる住宅地については、中低層住宅地と位置づけ、道路交通の利便性を活かした中密度の住宅地としての土地利用を誘導します。

安中南地区においては、適正な規模でのまちづくりとなるよう見直しを検討しながら、基盤施設の個別改善・整備など様々な手法を活用した「あたらしいまちづくり」を進め、中密度の住宅地としての土地利用を誘導します。

③複合市街地

拠点地区や幹線道路沿道において、中小規模の店舗、業務施設、作業所が住宅と並存する既存市街地については、複合市街地と位置づけ、既存の宅地の有効利用・高度利用により、まちなか居住のための集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新を誘導します。

④拠点商業業務地

本市の都市軸である西毛広域軸と東西幹線軸が交差し、多くの人や物が行き交う安中市役所周辺及び新駅構想周辺を拠点商業業務地と位置づけ、定住・交流人口の増大がもたらす効果が全市に波及する戦略的な土地利用を進めます。

枢要な公共公益施設が集中して立地し、西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）と国道 18 号が交差する安中市役所周辺については、幹線道路整備と連動した沿道の整備、公共公益施設の集約再編、安中市役所跡地の有効活用、既存施設建築物の更新、共同化などにより、商業・業務機能の集積を進めるとともに、居住の促進を図ります。

西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）と J R 信越本線が交差する新駅構想周辺においては、周辺の自然環境との調和や市内の既存商業との共存を前提とした上で、地域の生活利便サービスと広域的な道路沿道サービスを提供する商業・業務機能と居住機能の計画的な立地誘導を図ります。

⑤近隣商業地

旧中山道の宿場町の安中宿、松井田宿及び安中駅周辺については、近隣商業地として、旧街道の歩行空間の拡充や空き地・空き家の活用などにより、観光商業機能を含めた店舗の更新、まちなか居住のための都市型住宅への土地利用転換などを促進します。これにより、地域の生活拠点としての機能の増進・再生と、広域観光交流ゾーンの交流空間としての再整備を進めます。

西毛地域の玄関口に位置し、秋間地区の生活拠点となる安中榛名駅周辺については、近隣商業地と位置づけ、商業サービス機能の立地を誘導します。

⑥観光商業地

宿泊施設を有する温泉街が形成され広域観光交流ゾーンである「碓氷温泉街・碓氷駅北口地区」については、観光商業地と位置づけ、周辺都市や他地区と連携した広域観光交流の促進に向けて、宿泊機能の増進を図ります。また、空き地・空き家を活用し、温泉街としての風情ある歩行空間の整備や、日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充を進めます。

碓氷関所跡と旧碓氷峠鉄道施設を有し、碓氷峠、坂本宿と連なる「横川駅周辺地区」については、観光商業地と位置づけ、田園・集落エリア周辺の自然環境との調和を図りつつ、歴史的遺構・文化遺産を活かす広域観光交流の拠点地区として、周辺都市や他地区との連携の強化と観光商業機能の充実を図ります。

また、横川駅隣接地に設置が予定されている道の駅においては、本市の農産物や特産品などの販売・情報発信など、市民や観光客の交流の場として活用します。

⑦沿道サービス業務地

広域交通が多く、都市の土地利用の背骨となる都市軸を形成する国道 18 号沿道については、沿道サービス業務地と位置づけ、大量通過交通を対象とした沿道サービス施設と地域生活サービスの一翼を担う商業施設の秩序ある立地と沿道環境・景観の整序を進めます。

⑧工業・流通業務地

市街地縁辺部の一団の既存大規模工場用地、工業団地とそれら既存工業と関連して隣接部に計画的に開発される産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、既存工業機能の増進と活力ある産業機能の誘導を図ります。

田園・集落エリアの広域自動車交通の利便性の高い幹線道路沿道で、周辺農業生産環境との調和を図りつつ開発整備される一団の産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、自動車交通利便性を利用して、工業生産・物流・流通業務機能の立地を誘導します。



工業・流通業務地において、今後工場等の跡地が発生した場合には、市全体の観点と周辺環境の状況等を総合的に勘案した上で、工業・流通業務地としての土地利用の継続または新たな土地利用への転換について検討します。

(2) 自然的土地利用の基本方針

①新駅構想周辺開発検討地

J R 信越本線の安中駅～磯部駅間における新駅構想を踏まえ、本市のコンパクト・プラス・ネットワークを実現し、地域の活性化と生活利便性の向上を図る新たな開発について検討を進めます。

開発検討にあたっては、周辺の自然環境や営農環境に配慮するとともに、用途地域や特定用途制限地域等の土地利用制度の活用による適切な土地利用の誘導と道路等都市基盤の整備を一体的に進めます。

②沿道環境形成地

広域交通が多く、都市の土地利用の背骨となる都市軸を形成する西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道については、沿道環境形成地と位置づけ、沿道及び沿道周辺の土地利用や自然環境・営農環境等の現状を踏まえつつ、特定用途制限地域等の土地利用制度の活用により、住宅・店舗等の誘導や住環境の利便性・快適性の向上、自然環境や営農環境の保全等、秩序ある土地利用を推進します。

③田園・集落地

田園・集落エリアの碓氷川・九十九川・柳瀬川の中流域沿岸の既存集落地と介在する農地については、特定用途制限地域等の土地利用制度の活用により、無秩序な宅地利用を抑制し、農業生産環境、集落の生活環境の保全、改善を図ります。

また、磯部駅南方の県道宇田磯部停車場線等の周辺一帯、磯部駅南東の県道安中富岡線周辺一帯、上信越自動車道松井田妙義 I C 周辺などの産業振興ゾーンにおいては、特定用途制限地域等の土地利用制度の活用により無秩序な宅地利用を抑制しつつ、周辺の自然環境や営農環境との調和を前提とした工業系開発について検討し、協議・調整が整い次第、秩序ある土地利用を進めます。

河川上流部の既存集落地については、市街地や拠点地区との連絡機能を維持・強化して地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、これまで市内で生産されていなかった新たな農作物に対する支援等、農林業振興施策による山林・農地などの保全管理を促進し、集落環境の荒廃の防止を図ります。

④自然環境保全・活用地

田園・集落エリアの丘陵斜面、河岸段丘面に残され、良好な景観を形成している河川沿岸などの斜面緑地については、特定用途制限地域等の土地利用制度の活用により、自然環境の保全・活用を図ります。

文化の体験学習の場である学習の森周辺及び後閑城址公園については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進とレクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。

3-2 都市計画区域外の土地利用の基本方針

①田園・集落地

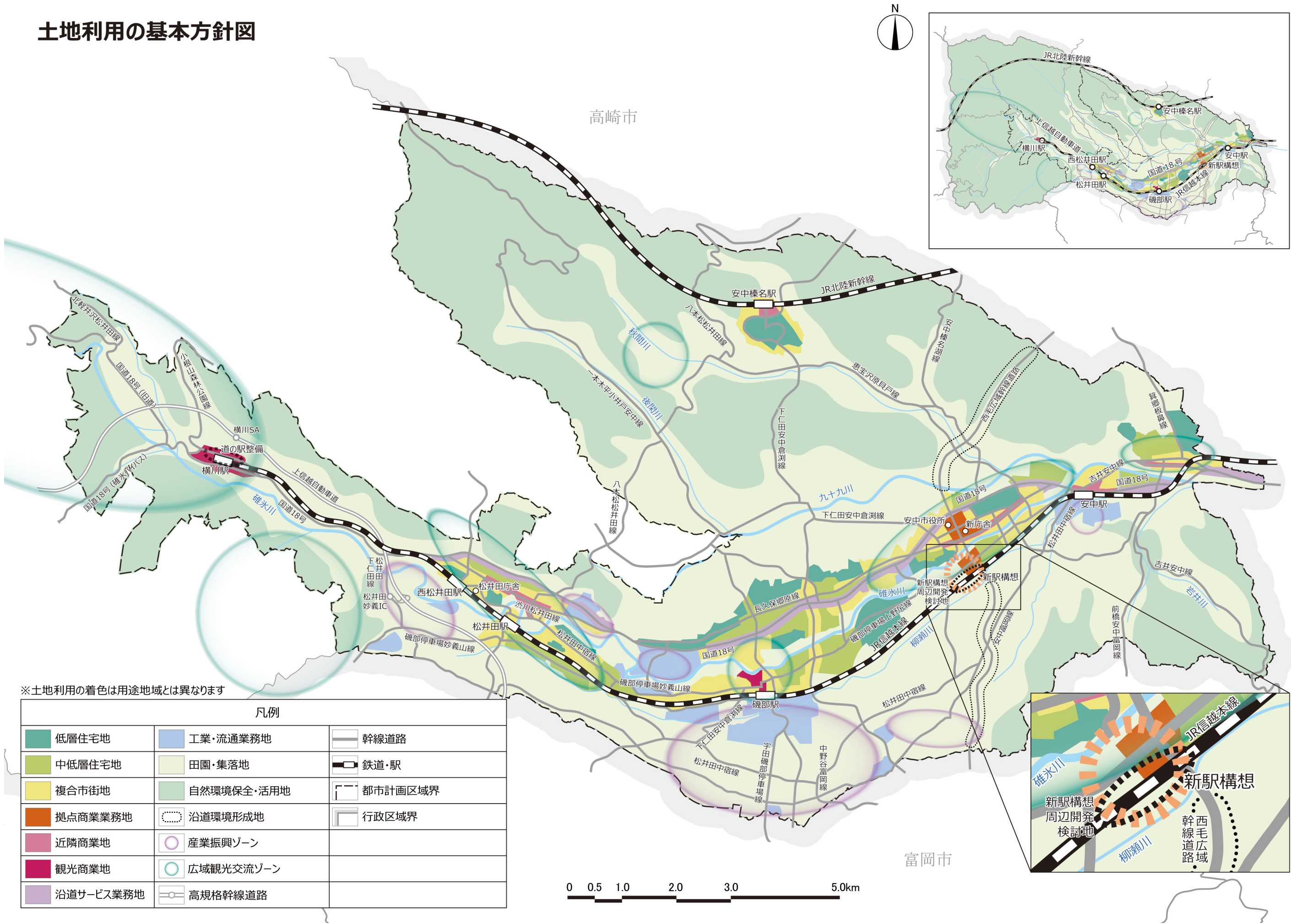
九十九川の上～中流域や増田川流域の農地や既存集落地については、これまで市内で生産されていなかった新たな農作物に対する支援等の農林業振興施策により、山林・農地などの保全管理の促進と集落環境の荒廃の防止を図ります。

②自然環境保全・活用地

上信越高原国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園内の山林や、多くの国有林・保安林が指定されている山林自然環境エリアの山林については、自然公園法や森林法による環境保全を図ります。

森林環境・文化の体験学習の場である群馬県野鳥の森・小根山森林公園については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進とレクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。

土地利用の基本方針図





4 都市交通の基本方針

＜基本的な考え方＞

■都市交通の基本的な考え方

本市では、道路や鉄道などの既存の交通基盤を有効に活用しながら、過度に自家用車に依存しなくても移動できる都市交通体系を整備します。

誰もが安全・安心・快適に利用できる持続可能な公共交通体系を創出するため、「安中市地域公共交通計画」に基づき、鉄道・路線バス・タクシーなどの公共交通サービスとカーシェア、ライドシェアなどの有機的な連携を図るとともに、利用環境の向上を図ります。

また、MaaSなど、将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入を進めます。

生活や交流など、様々な都市活動を支える道路については、道路の段階構成に応じた交通機能確保のほか、産業振興、防災対策、快適な生活空間の創出など、道路の多面的な機能が発揮されるよう計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。

都市計画道路については、道路の必要性及び妥当性を再検証し、必要に応じて都市計画を見直すなど持続可能なまちづくりの推進を図ります。



4-1 公共交通体系の基本方針

(1) 鉄道

① J R 信越本線の利便性・快適性の向上と交通結節機能の強化

J R 信越本線の市内各駅の駅舎など駅施設の改修整備、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化について関係機関と協議・検討を進めるとともに、駅周辺の交通広場、公共的駐車場等の交通結節機能を持つ施設整備の推進により鉄道利用の利便性・快適性を高め、鉄道利用を促進します。

安中駅～磯部駅間においては、西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）の整備及び沿道まちづくりに併せて新駅構想の推進を図り、本市の拠点駅として重点的に交通結節機能の確保と都市拠点地区の市街地や枢要な公共公益施設との連絡強化を図ります。

新駅構想を踏まえ、安中駅については地域の生活を支える交通拠点としての機能を維持します。

磯部駅や横川駅については、それぞれの地域の顔づくりを念頭に、駅施設や周辺の広場などの改修整備にあたっては、温泉街や旧碓氷峠鉄道施設と一体となった景観形成や施設整備を図ります。

② 交通需要に応じた鉄道運行、旅客輸送の充実

市民の広域的な通勤通学などの交通需要に的確に応えるよう、J R 信越本線・北陸新幹線について、必要な運行形態や輸送力の確保を要請し、市民の鉄道利用の維持促進に努めます。

(2) 路線バス

①交通需要に応じた路線バス運行の充実とネットワーク化

路線バスについては、鉄道駅周辺の道路整備等と連動して、鉄道駅間を連絡する東西・南北方向のネットワークの再構築を図るとともに、鉄道との接続を考慮した運行ダイヤの見直し等により総合的に公共交通の利便性を高め、利用を増進します。

また、安中駅～磯部駅間における新駅構想を踏まえ、本市と近隣都市の都市間を結ぶ新たな公共交通施策を検討します。

A I デマンド交通の需要把握を行い、地域の特性に応じた公共交通サービスを提供します。

②路線バス交通の利便性・快適性の向上とユニバーサルデザインの導入

路線バス等の路線が設定された道路については、歩道整備、停留所・ターミナル施設及びバスなどの車両のユニバーサルデザインの考え方に基づく機能拡充整備、改修・改装により、バス交通利用の快適化を図ります。

(3) タクシー

①タクシーの利便性の向上

路線バス等の他の公共交通との共存、利用サービスの多様化に対応するため、ユニバーサルデザインタクシーの導入などの促進により利便性向上を図ります。

(4) 新たな公共交通施策

①新たな公共交通施策の導入推進

鉄道や路線バス等の公共交通の利便性が低い地域においては、地域特性や公共交通に対する利用者の需要動向などを考慮した上で、A I デマンド交通などの柔軟な公共交通サービスの提供を推進します。

I C T等を活用した公共交通の利用環境の向上のほか、M a a Sや自動運転など、新技術を活用した新たな公共交通施策の導入を促進します。

過度に自家用車に依存せずに移動するなど、公共交通の利用について市民の自発的な意識転換を促すモビリティ・マネジメントを推進します。



4-2 道路交通体系の基本方針

(1) 高規格幹線道路

① 上信越自動車道の維持管理と横川SAを活かした地域経済の活性化

高規格幹線道路である上信越自動車道と玄関口としての松井田妙義ICの適正な維持管理を促進します。また、道路の利便性向上と地域生活・地域経済の活性化を推進するため、横川SAと横川駅隣接地に設置が予定されている道の駅との連携について検討します。

(2) 主要幹線道路

① 国道18号の改良整備

本市を東西に貫き、県内外の広域の都市間を連絡する主要幹線道路である国道18号について、交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良等について関係機関と協議します。

横川駅隣接地に設置が予定されている道の駅においては、国道18号や上信越自動車道などの道路、また路線バスやAIデマンド交通等の公共交通が結節する交通拠点としての機能を確保・維持します。

② 西毛広域幹線道路の整備

本市を南北に貫き、西毛広域都市圏の都市間を連絡する主要幹線道路である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の早期整備を関係機関に要望します。

なお、道路整備に伴う地域の分断を防止するため、ハード・ソフト両面からの対応方策を推進します。

(3) 幹線道路

① 南北方向の幹線道路の整備と機能の拡充

地域軸を形成する南北方向の県道等の主要道路については、路線バスなどの公共交通の運行の円滑化や災害時の避難・救援の経路確保のため、狭あい区間の拡幅や交差点改良などの着実な整備を関係機関に働きかけます。

② 東西方向の幹線道路の整備と機能の拡充

国道18号の交通混雑・渋滞の緩和を図るとともに、広域観光交流のルートである旧中山道への自動車交通負荷の軽減と地域産業交通の円滑化を図るため、都市計画道路3・5・3下の尻茶屋町線などの一部や都市計画道路3・4・2中宿水口線などの幹線道路の早期整備を関係機関に要望します。

柳瀬川右岸の田園・集落エリアについては、上信越自動車道及び国道18号と西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）のネットワーク構築を図るとともに、JR信越本線以南の産業振興ゾーン間の連携促進と産業交通の広域利便性向上を図るため、東西方向の幹線道路の整備を検討します。

③ 旧中山道を活用した観光交流の促進

旧中山道坂本宿の歴史的まちなみの面影を今に残し、沿道に伝統的建造物や歴史遺構がある国道18号（旧道）については、世界遺産への登録を目指している碓氷峠周辺の鉄道遺構と連携した、観光交流を促進するルートとして活用します。

(4) 補助幹線道路

①補助幹線道路の改良整備

幹線道路に連絡する地区レベルの幹線道路を効果的に配置するとともに、各地域、地区に集散する交通の円滑化と交通安全性を向上させる交差点改良、歩行空間の改修を進めます。特に、通学路をはじめ、鉄道駅や主要公共施設周辺の道路については、ユニバーサルデザイン化のほか、交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化、歩行空間の明瞭化などを推進します。

安中市役所周辺は、市民をはじめ多くの来訪者が交流し賑わう都市拠点となるため、都市計画道路 3・5・3 下の尻茶屋町線が接続される都市計画道路 3・5・4 上の尻後閑線（（主）下仁田安中倉渕線）の道路拡幅・歩道整備を要望します。

②旧中山道の快適性・安全性の向上

旧中山道板鼻宿、安中宿及び松井田宿の歴史的まちなみの面影を今に残し、沿道に伝統的建造物や歴史遺構、杉並木等がある県道等については、歴史資源を活かした観光交流を促進するルートとして、関係機関と連携を図りながら歩行空間の快適性や安全性を高める整備・改良を促進します。

③新駅構想に伴う新たな補助幹線道路の整備

J R 信越本線の新駅構想にあわせて、新駅周辺に発生・集中する交通を適切に処理するため、新たな補助幹線道路の整備を検討します。

4-3 その他の交通施設の基本方針

(1) 駅前広場

①駅前広場の維持及び整備

J R 信越本線の安中駅等における駅前広場の利便性向上を図るとともに、安中駅～磯部駅間の新駅構想に合わせて交通結節機能の確保を図るため、駅前広場の整備を検討します。

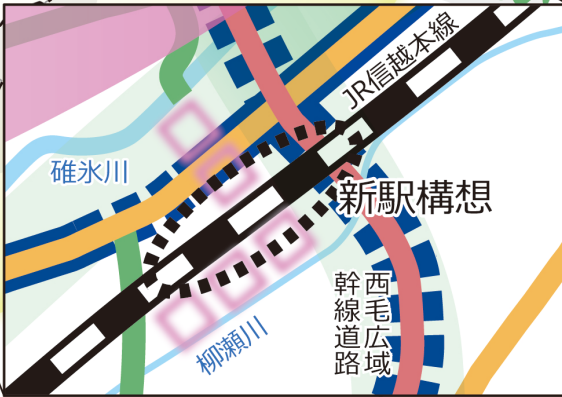
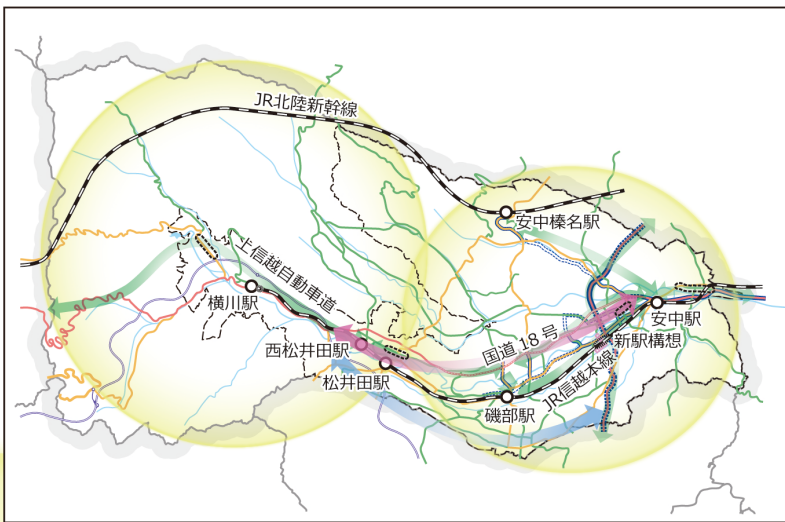
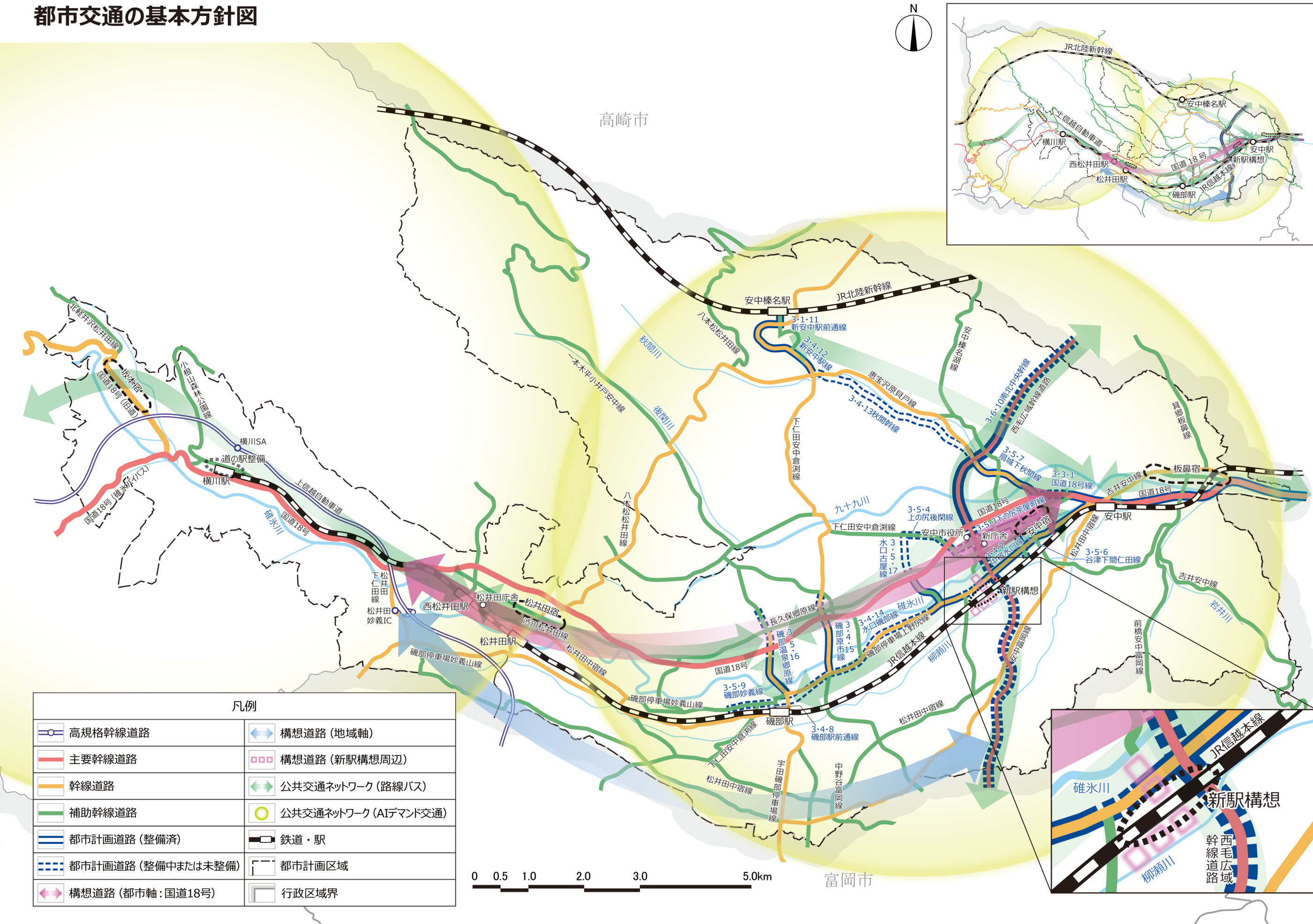
(2) 自転車・歩行者空間

①歩行者道及び自転車道の整備と維持管理、ネットワーク化

都市拠点、地域拠点及び生活拠点や、学校など主要な公共施設の周辺、広域観光交流ゾーン沿道については、歩道の重点的整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの導入や段差解消等のバリアフリー化を推進し、歩行空間の安全性・快適性の向上を図ります。

自然に親しめ、環境にやさしい交通手段である徒歩や自転車利用を促進するため、碓氷川・九十九川の沿川道路や、広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備、景観の保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車通行帯などの整備を進め、歩行・自転車交通のネットワーク化を図ります。

都市交通の基本方針図



凡例	
高規格幹線道路	構想道路 (地域軸)
主要幹線道路	構想道路 (新駅構想周辺)
幹線道路	公共交通ネットワーク (路線バス)
補助幹線道路	公共交通ネットワーク (AIデマンド交通)
都市計画道路 (整備済)	鉄道・駅
都市計画道路 (整備中または未整備)	都市計画区域
構想道路 (都市軸: 国道18号)	行政区域界



5 都市環境の基本方針

＜基本的な考え方＞

■都市環境の基本的な考え方

本市では、妙義山や崇台山、碓氷湖などの湖、碓氷川や九十九川など、豊かな水・緑の自然の保全と有効活用を図り、自然と調和・共生した都市環境の維持と創出を図ります。

市民や地域住民の憩いの場・交流の場となる公園については、機能・役割に応じた計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。

また、安全・安心な生活環境の創出を図るため、空き家の発生予防や利活用等の対策、また環境施設の整備・充実を図ります。

市民・事業者・行政の協働によって、過度に自家用車に依存しないで生活できる都市づくりに取り組むほか、公共施設等の緑化を図ることによって、二酸化炭素等温室効果ガスの削減を図り、地球にやさしい脱炭素の都市の形成を推進します。



5-1 水・緑の環境整備とネットワーク化の基本方針

(1) 安中市の骨格をなす特徴的な自然環境・農業環境

①山林自然環境、河川水環境の保全

河川上流部の自然公園区域の山林、国有林・保安林については、自然公園法・森林法に基づき、開発・都市的土地利用を制限し、環境・土地利用を保全します。

碓氷川・九十九川・柳瀬川とその支流河川の水環境については、水源地の山林の保全管理による水源かん養、河川敷の維持管理、公共下水道整備や合併処理浄化槽の設置による汚水の流入抑制などにより、その環境、水質・水量の保全を図ります。

②広域観光交流ゾーン的良好で特色ある自然環境の保全、整序

碓氷関所跡や坂本宿の歴史的まちなみの背景であり、広域観光交流ゾーンを形成している緑豊かな自然環境については、散策ルートや景色を楽しめる空間整備などに活用するとともに、山林の維持管理を促進して、良好で特色ある環境・景観の保全、整序を進めます。

国の指定重要文化財である碓氷第三橋梁（めがね橋）や旧丸山発電所をはじめとする、碓氷峠周辺に残る鉄道遺構の世界遺産への登録を目指すとともに、鉄道とともに歩んできた鉄道遺構周辺のまちなみはバッファゾーンとしての指定を検討します。

磯部温泉街に隣接する碓氷川の河川敷や沿岸の斜面の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地、地区計画などにより、温泉街と一体となった風情ある景観、水に親しむことのできる環境の保全、整序を図ります。

③自然環境や農業生産環境の体験・学習の場としての活用・整備

群馬県野鳥の森・小根山森林公園、学習の森、観梅公園、後閑城址公園などの地域の山林自然環境・農業生産環境と一体となった公園緑地施設については、アクセス道路の整備などにより、体験学習の場としての施設機能の拡充を図るとともに、学習の場を周辺の山林や農地へ広げて、その活用と土地の管理を促進します。

④市街地近傍の身近な自然環境の保全

市街地近傍にある一団の優良農地を含む田園・集落地の緑豊かな自然環境については、特定用途制限地域の指定などにより保全を図ります。

(2) 都市公園・緑地等

①生活に身近な公園・緑地

市街地周辺部にあつて緑豊かで美しい景観を構成している河岸段丘の斜面の緑地、田園・集落地の里山の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全を図ります。

地域の公園・緑地の利用需要に即して、施設間の連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、西毛総合運動公園、安中市スポーツセンター、あんなかスマイルパーク、坂本スポーツ広場をはじめ、公園施設・スポーツ施設・遊具等の効果的な機能更新整備、施設長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。

地域の自然環境や歴史文化を体験・学習する拠点となっている群馬県野鳥の森・小根山森林公園、後閑城址公園、学習の森、築瀬二子塚古墳については、その施設・環境・文化財を保全・維持管理するとともに、周辺自然環境の保全・活用の促進やアクセス道路の整備による機能の拡充を図り、利用を増進します。

②その他の公園・緑地等

都市の基幹公園である西毛総合運動公園の維持管理と陸上競技場施設の更新を進めます。

公園・緑地・広場の整備、施設の機能更新にあたっては、災害時の避難場所としての機能を持つ整備を推進します。

指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、低未利用地の活用による防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

広域観光交流ゾーンの安中城址周辺、旧中山道沿道、磯部温泉周辺などについては、観光交流の場となり、また、都市居住に潤いをもたらすポケットパークや広場の整備を推進します。

碓氷関所跡、旧碓氷峠鉄道施設などの遺構、歴史的まちなみ、妙義山の眺望などの豊富な観光交流資源を有する臼井・坂本地区の広域観光交流ゾーンについては、観光ルートに沿って、遺産・遺構、環境・景観を保全・展示し、広域観光客と地域の環境・コミュニティの交流の場となる公園・緑地・広場の配置整備を検討推進します。

地域の農業・農村環境を活用した広域観光拠点である秋間梅林・観梅公園については、道路等を含む周辺環境の充実を図り、利用の快適化と利用増進を図ります。また、花いっぱいのみちづくりを推進し、市民や観光客等の交流の場等として活用します。

すみれヶ丘公園、すみれヶ丘聖苑及びすみれヶ丘霊園の適正な維持管理に努めます。

(3) 河川・水辺空間

①河川の改修整備による治水対策の推進

水源地の河川である碓氷川及びその支流河川については、治水対策としての河川改修整備と、治水機能を保つ維持管理を促進します。市街地内の小河川や排水路の狭あい部の改修整備を推進し、大雨時における浸水災害を防止します。

②生活に身近な河川等の親水空間としての利活用

市街地に隣接する碓氷川・九十九川については、河川の治水機能との調整を図りつつ、広



場・歩行空間・自転車通行空間などの空間の創出を図るなど、生活に身近な親水空間としての活用を図ります。

（４）水と緑のネットワーク

①生活に身近なうるおいのある水・緑のネットワークの形成

生活に身近な河川や公園・緑地と点在する歴史・文化資源を取り込んだ、うるおいのある水と緑のネットワークの形成を推進します。

5-2 良好な住環境創出の基本方針

（１）空き家対策

①空き家の適正管理と利活用

空き家については、適正な管理が行われないことで防犯・防災上の危険性が増加し、周辺的生活環境への悪影響や資産価値の低下につながることから、「安中市空き家等対策計画」に基づき、管理不全な空き家の発生予防と空き家の適切な管理に取り組むとともに、民間団体などとの連携による空き家の利活用を促進します。

（２）公営住宅の維持管理

①公営住宅の適正な維持管理・長寿命化

「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、住棟・住戸の適正な維持管理に努めるとともに、建替えを要する住棟・住戸については、生活利便性の高い拠点地区市街地への団地の集約再編、住棟・住戸の移転建替を推進します。

用途廃止された団地や、移転建替えされた住宅地においては、地域の活性化や利便性を高める用地となり得るか検討し活用します。

（３）安全・快適・衛生的な住環境の創出

①都市緑化の推進

道路整備や公共公益施設の整備、改修等にあわせた緑化を推進するとともに、住宅や工場等の新たな宅地開発にあたっては、地区計画、建築協定、緑化協定の活用や「安中市地域開発事業指導要綱」の運用等により、既存緑地の保全や緑化を促進します。

②廃棄物処理施設の適正な維持管理

碓氷川クリーンセンターのごみ処理施設・し尿処理施設については、適正処理のための性能水準を維持する改良整備、長寿命化、維持管理を推進します。

③ごみ処理や都市美化の促進、廃棄物等の不法投棄対策

ゴミステーションの適正な配置を誘導するとともに、ごみの分別や再資源化の促進、一般ごみの収集体制・ルールを周知・徹底し、違法ごみの放置などによる環境悪化を防止します。

「あんなか市道路里親制度」など、市民参加による地域の道路や公園・緑地などの公共施設の管理、美化を行う制度の適正な運用を図るとともに、地域の自治組織や各種団体を中心に、身近な環境の管理、美化・浄化を進めます。

空き地や耕作放棄地のパトロールの促進や、住宅地に近接する公害発生の恐れのある工場・事業所の土地利用の適正管理を促進し、廃棄物の不法投棄や公害発生を防止します。

5-3 環境との調和・共生の基本方針

(1) 資源循環型社会の形成

①環境に配慮した資源循環型都市の形成

森林などの豊かな緑を適切に保全するとともに、太陽光やバイオマス等の新エネルギーの活用を促進します。

廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再使用・再生利用を図る 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の取組を促進します。

健康で快適な住まいの確保に寄与する住宅・建築物の省エネ性能等の向上を図るため、省エネルギー基準への適合を促進するとともに、ZEH (ゼッチ) の普及を支援します。

公共施設などにおいては、ESCO 事業の活用による省エネを進めるとともに、更新・改修時には再生・蓄エネルギー設備を導入した ZEB (ゼブ) 化を推進します。

(2) 脱炭素化の促進

①脱炭素型都市の形成

公共交通をはじめとする移動環境の向上と利用促進により、過度に自家用車に依存せず移動することができる、環境負荷の少ない脱炭素型都市の形成を図ります。

②E Vスタンドの設置推進

脱炭素型都市の形成を促進するため、電気自動車の普及を図るとともに、市民や観光客などが利用できる E V スタンド (電気自動車用急速充電器) の設置を推進します。

5-4 上下水道整備等の基本方針

(1) 上水道整備の方針

①浄水施設等の適正な維持管理

上水道水量の安定と水質の安全性を確保するため、浄水施設整備、老朽管の更新を含めた配水管網の長寿命化や更新など適正な維持管理を推進します。

震災時にも水を供給するライフラインを確保するため、浄水施設や配水管の耐震化を進めます。

②新たな水需要への対応

産業用地整備、企業立地などによる新たな水需要に対応して用水を供給し得るよう、水源の確保を図るとともに、必要に応じて送配水施設の整備・拡充を進めます。

(2) 下水道整備の方針

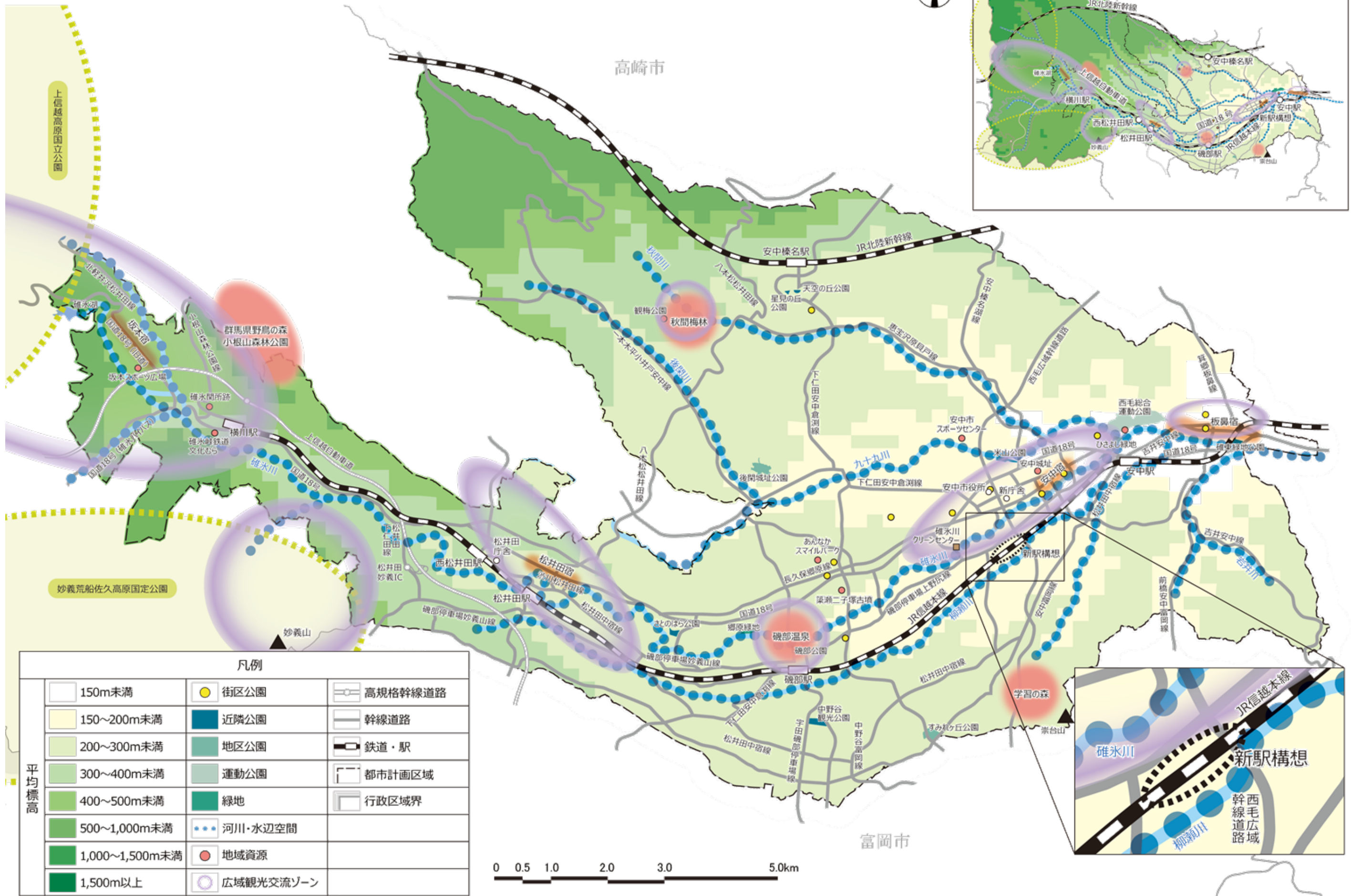
①公共下水道事業の推進

利根川上流流域関連公共下水道の事業認可区域における事業を推進するとともに下水道に対する市民の理解を深めて、整備事業済区域における下水道加入による水洗化を促進して、下水道整備事業の効果を高めます。また、布設された下水道管渠の老朽化などに対応する下水道施設の維持管理を推進します。

②多様な汚水処理方策の推進

公共下水道計画区域外においては、地域の実情を踏まえつつ、汚水集中処理や合併処理浄化槽の設置支援に取り組みます。

都市環境の基本方針図





6 都市防災の基本方針

＜基本的な考え方＞

■都市防災の基本的な考え方

本市では、かけがえのない市民の生命と財産を守るため、防災と減災の観点から災害に強い都市づくりを進めます。そのため、「安中市地域防災計画」との連携により都市の防災性を高めるとともに、「安中市国土強靱化地域計画」とも連携し、起きてはならない最悪の事態を想定した減災対策を進めます。

また、大規模自然災害により甚大な被害が発生した場合において、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、防災・減災対策と併せて、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を推進します。



6-1 防災施設整備等の基本方針

（１）地震に対する備え

①建築物、インフラ及びライフラインの耐震化

建築物の耐震化を促進し、震災時の倒壊を防止します。

災害時に避難・救援の主な経路となる路線の道路・橋梁の長寿命化と適正な維持管理を推進し、ブロック塀の生け垣化などの沿道の敷地・建築物の構造・形態の誘導により、災害時の経路の確保を図ります。

災害後の早期復旧・復興を図るため、上水道の配水池・配水管網や、公共下水道管渠・浄化センターなどのライフラインの耐震診断及び耐震化を推進します。

②防災施設の維持と機能拡充

「安中市地域防災計画」において緊急避難場所、ヘリポート適地として指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災機能の整備を進めるとともに、周辺の道路やライフラインの耐震化を重点的に推進します。

防災施設や広域避難地等をつなぐ緊急輸送路については、災害時において、迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動ができるよう災害に強い道路空間の確保を図ります。

③身近な避難場所の確保

指定緊急避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

④広域避難者の受入れ

首都直下型地震等、発生が予想されている大規模災害時において、県境を越えた広域避難者の受入れに迅速に対応するため、受入れ体制の整備を進めます。

(2) 風水害・雪害に対する備え

①砂防・治山等対策の推進

山間部では、土砂災害や地滑りなどを防止するための砂防・治山対策を推進します。

災害防止と環境保全を図るため、土砂等による盛土等に対して関係法令に基づく適正な指導を行います。

②治水対策の推進

台風や集中豪雨などに起因する洪水被害や浸水被害の防止・軽減を図るため、「利根川水系碓氷川圏域河川整備計画」に基づき、浸水想定区域を抱える碓氷川等の改修・維持管理を促進します。

また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、幅広い関係者が流域全体で行う流域治水の取組を進めます。碓氷川圏域に位置する本市においては、「利根川・江戸川流域治水プロジェクト（烏川・神流川区間）」に基づき、碓氷川及び九十九川の堤防整備や、上流部に設置されているダムの事前放流などについて、国・県・関係市と連携しながら取り組みます。

加えて、急激な降雨による雨水の表層流出の防止を図るため、森林や農地の保全等に努めるとともに、防災・減災をはじめとした多様な機能を備えたグリーンインフラの活用や宅地における雨水浸透施設の整備を促進します。

③雪害対策の推進

大雪時に安全な道路ネットワークを確保するため、関係機関や民間事業者と連携しながら、除雪体制の確保に努めていきます。

除雪機械の計画的な更新等により、冬期の円滑な道路交通を確保します。

横川駅隣接地に設置が予定されている道の駅においては、積雪等による国道18号の通行止めの際の、自動車が安全・円滑にUターンできる転回場所としての機能を確保します。

④避難場所と避難経路の確保

「安中市地域防災計画」において緊急避難場所、ヘリポート適地として指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災機能の整備を進めます。

指定緊急避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

(3) 火災に対する備え

①市街地の不燃化の促進

出火危険性の高い施設が多く立地する拠点市街地や、道路等都市基盤が不足し木造住宅が密集して立地している住宅地などにおいては、震災時等における火災の延焼拡大を防止するため、地域の実情を勘案しながら、道路・公園等の都市基盤整備や防火地域・準防火地域の指定の検討など、市街地の不燃化を促進します。

②消防水利の拡充整備

消防水利の拡充整備により、災害救援や消火活動の円滑化を図ります。



（４）火山災害に対する備え

①避難所の整備

避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等のため、避難所となる施設の整備と建物の不燃堅ろう化を図ります。

②避難路の整備

避難時間の短縮、避難路の有効幅員拡大、避難路の安全性向上等のため、避難路となる一般道路及びその他道路の整備に努めます。

③火山灰土の適正な処理

大規模噴火により本市への影響が懸念される浅間山について、群馬県や周辺市町村等の関係機関と連携しながら、火山灰土の適正な処理方法を検討します。

6－2 減災・防災意識啓発に関する基本方針

（１）減災・防災意識の啓発

①地域における防災意識の啓発と防災機能の拡充

平時から市民一人ひとりが災害に対する危機意識を持ち、被災直後から様々な活動が円滑・迅速に行えるよう、地域における防災活動の中核を担う自主防災組織の結成促進と活動の活性化を図り、災害対応ガイドブックなどの周知徹底による防災情報の共有と身近なコミュニティの圏域における避難・救援の活動計画を立案し、計画に沿った地域の防災機能の拡充を図ります。

工場等については、耐震性、緑地・オープンスペースの確保を促進するとともに、大規模災害に伴う生産停止などの影響の軽減を図るため、事業継続計画の策定などの取組を促進します。

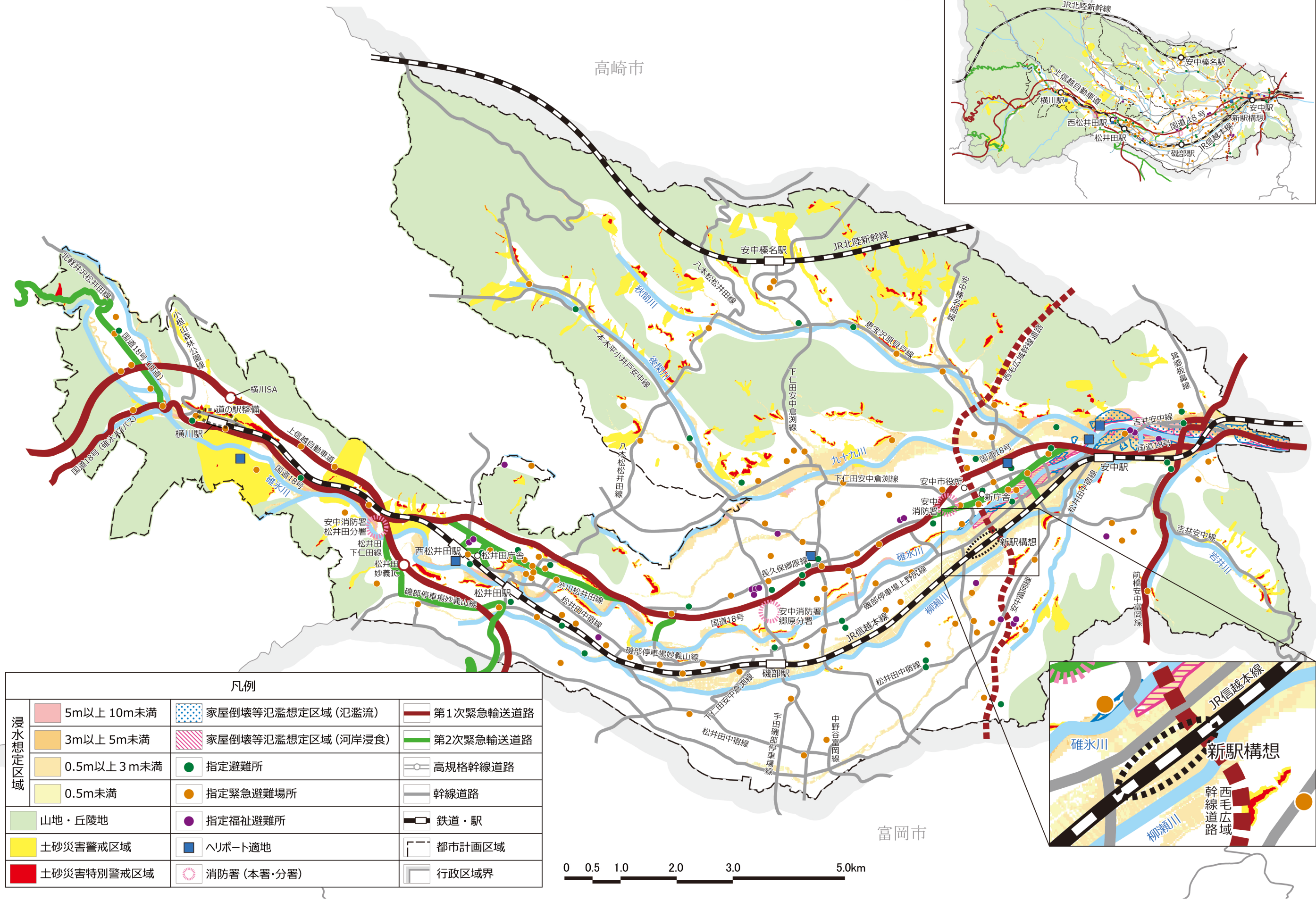
（２）復興事前準備の取組

①復興事前準備の取組推進

発生が予想される大規模災害に対し、防災・減災対策と併せて、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備する「復興事前準備」の取組を推進します。

また、出前講座や防災訓練等の日常的な取組を通じて、在宅避難や分散避難などの多様な避難方法の周知を図るとともに、指定避難所におけるスペースの確保など、避難所の在り方について検討します。

都市防災の基本方針図





7 都市景観の基本方針

＜基本的な考え方＞

■都市景観の基本的な考え方

妙義山をはじめとした森林・山林景観、碓氷川などの河川・水辺景観、旧中山道沿道や旧碓氷峠鉄道施設などに残る歴史景観、秋間梅林を含めた農地・集落地景観、県内初の景観重要樹木である崇台山の大桐など、特徴的な景観を数多く有する本市では、「安中市景観計画」に基づき、本市の魅力を最大限にアピールするとともに、市民生活の豊かさや、市民・観光客等による賑わいを演出するため、総合的な景観保全・景観形成の取組を推進します。

土地利用の区分に応じた景観保全・景観形成を図るとともに、景観重点区域の指定や、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に向けた取組を継続的に進めます。

屋外広告物については、群馬県屋外広告物条例に基づく掲出等の制限を行うとともに、よりきめ細かい屋外広告物のコントロールを行うため、本市独自の屋外広告物条例の制定に向けた取組を推進します。



7-1 まちなみ・沿道景観形成の基本方針

(1) まちなみ景観の形成方針

①住宅地

住宅地においては、周辺からの景観を損なわないよう調和のとれた景観まちづくりを進めます。

また、管理されていない空き家や、空き店舗は今後の活用方法を検討し、にぎわいと活気のある景観の創出を図ります。

住宅地内で増加している太陽光発電設備については周囲のまちなみに配慮したつくりとし、周辺住宅地への影響や圧迫感を低減します。

②商業地

商業地においては、沿道建築物の形態意匠を工夫し、周辺景観と一体的でにぎわいや風情・風格を感じる景観形成を進めます。

市役所周辺は、西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の開通に伴い、本市の中心拠点にふさわしい景観となるよう、風格ある一体的な景観形成を図ります。

碓氷川沿いに開けた磯部温泉では、温泉街の情緒や雰囲気を楽しめる景観が広がっています。ここでは、温泉地という個性を活かした風情ある景観形成を検討します。

③工業地

工業地では、建築物などの色彩や敷地内緑化など、すでに景観に配慮された工場については引き続きその取組を維持します。大規模工業団地では、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減し、周辺景観との調和を図るための景観まちづくりを進めます。

(2) 沿道景観の形成方針

①国道18号沿道

国道18号沿道については、住宅地地区や商業地地区などの景観形成方針に加えて、主要道路沿道として、それぞれの場所に合わせた周辺景観や眺望への配慮を行うための景観まちづくりを進めます。

②上信越自動車道沿道

上信越自動車道沿道においては、農地・集落地や森林・山林などの景観形成方針に加えて、上信越自動車道からの眺望や周辺景観への配慮を行うための景観まちづくりを進めます。

③西毛広域幹線道路沿道

本市を南北方向に貫く広域交通軸である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の沿道は、拠点商業業務地、複合市街地、沿道環境形成地など、都市的・自然的土地利用の区分に応じて、都市機能及び居住機能を誘導するまちづくりとの調和、既存集落地や田園風景との調和、丘陵部の自然との調和に配慮した景観まちづくりを進めます。

新庁舎竣工後、跡地利用が見込まれる安中市役所周辺においては、今後の土地利用計画を踏まえつつ、周辺のまちなみ景観との調和に配慮した景観まちづくりを進めます。

また、新庁舎周辺においては、都市拠点に位置する新たな公共施設としての風格を創出しつつ、旧中山道安中宿のまちなみ景観との調和や文教のまちの歴史・記憶を継承する景観まちづくりを進めます。

④旧中山道沿道

旧中山道は本市の重要な景観資源であり、その沿道では、商業地や農地・集落地などの景観形成方針に加えて、歴史的景観を継承する地区として趣のある建築物などを守りながら周辺景観や眺望への配慮を行う景観まちづくりを進めます。

7-2 自然・歴史的景観形成の基本方針

(1) 農地・集落地における景観形成

農地・集落地では、営農環境維持や農業施設の維持・管理を通じて農地景観の形成を進めます。

(2) 森林・山林における景観形成

本市では、上毛三山の一つである妙義山をはじめ、碓氷峠や霧積山地、石尊山などの山に囲まれ、平地からの標高差も1,000mを超えるなど、変化に富んだ地形が形成されています。また、上信越高原国立公園と妙義荒船佐久高原国定公園の2つの自然公園を有し、自然豊かで特徴的な地形が織りなす景観が形成されています。

これらの眺望や、良好な森林景観を保全していくため、自然公園法などと併せて周辺景観の配慮を行うなどの景観まちづくりを検討していきます。

(3) 河川・水辺における景観形成

河川や湖などは自然豊かなオープンスペースの軸として重要な景観資源であるので、環境美化や川沿いの緑地の保全に努め、美しい水辺景観を維持します。また、周囲の山並みなどへの良好な眺望景観の保全を図ります。



7-3 眺望景観形成の基本方針

(1) 眺望点における景観形成

本市は、妙義山に加え河岸段丘による南北に高低差のある地形、その上に形成された農地や旧中山道周辺などの歴史ある市街地など、他の地域にはない特徴的な眺めを有しています。これら周辺景観を特に美しく観ることができる眺望点は、市の財産として将来に引き継ぎます。

眺望点の活用にあたっては、来訪者による混雑などの影響を考慮しながら、景観を楽しめる空間整備や、その魅力の活用・情報発信を検討します。

0

1

2

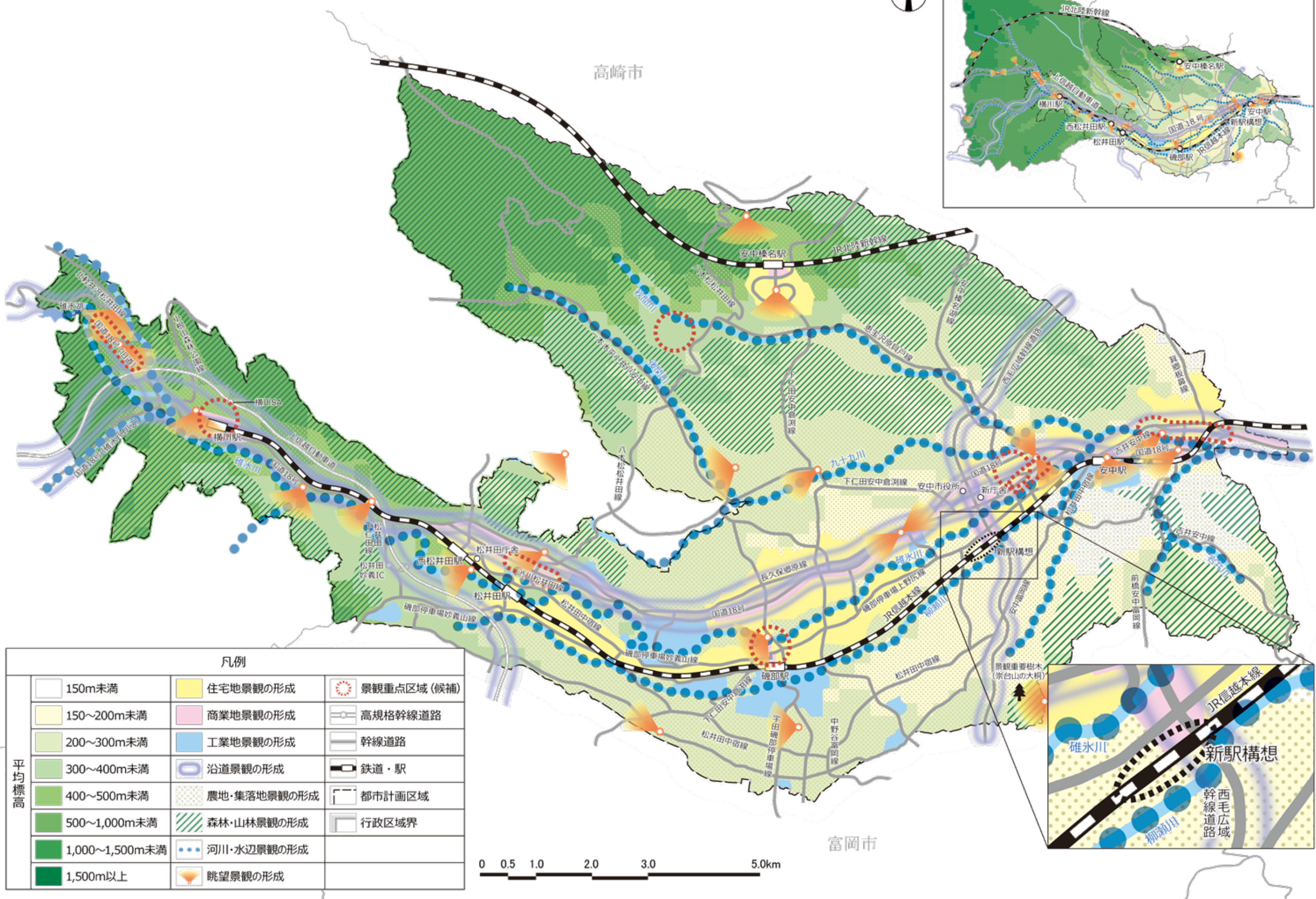
3

4

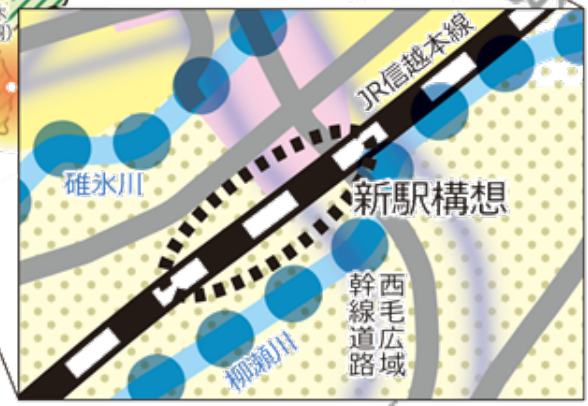
5

6

都市景観の基本方針図



凡例		
150m未満	住宅地景観の形成	景観重点区域(候補)
150~200m未満	商業地景観の形成	高規格幹線道路
200~300m未満	工業地景観の形成	幹線道路
300~400m未満	沿道景観の形成	鉄道・駅
400~500m未満	農地・集落地景観の形成	都市計画区域
500~1,000m未満	森林・山林景観の形成	行政区境界
1,000~1,500m未満	河川・水辺景観の形成	
1,500m以上	眺望景観の形成	



第3章 分野別基本方針

第4章

地域別構想

- ① 地域別構想について
- ② 安中東地域
- ③ 安中西地域
- ④ 松井田地域



第4章 地域別構想

1 地域別構想について

地域ごとのまちづくりの目標とまちづくりの施策・活動の指針となる「地域別構想」を、都市拠点・地域拠点・生活拠点を中心とした『安中東地域』『安中西地域』『松井田地域』の3地域で定めます。

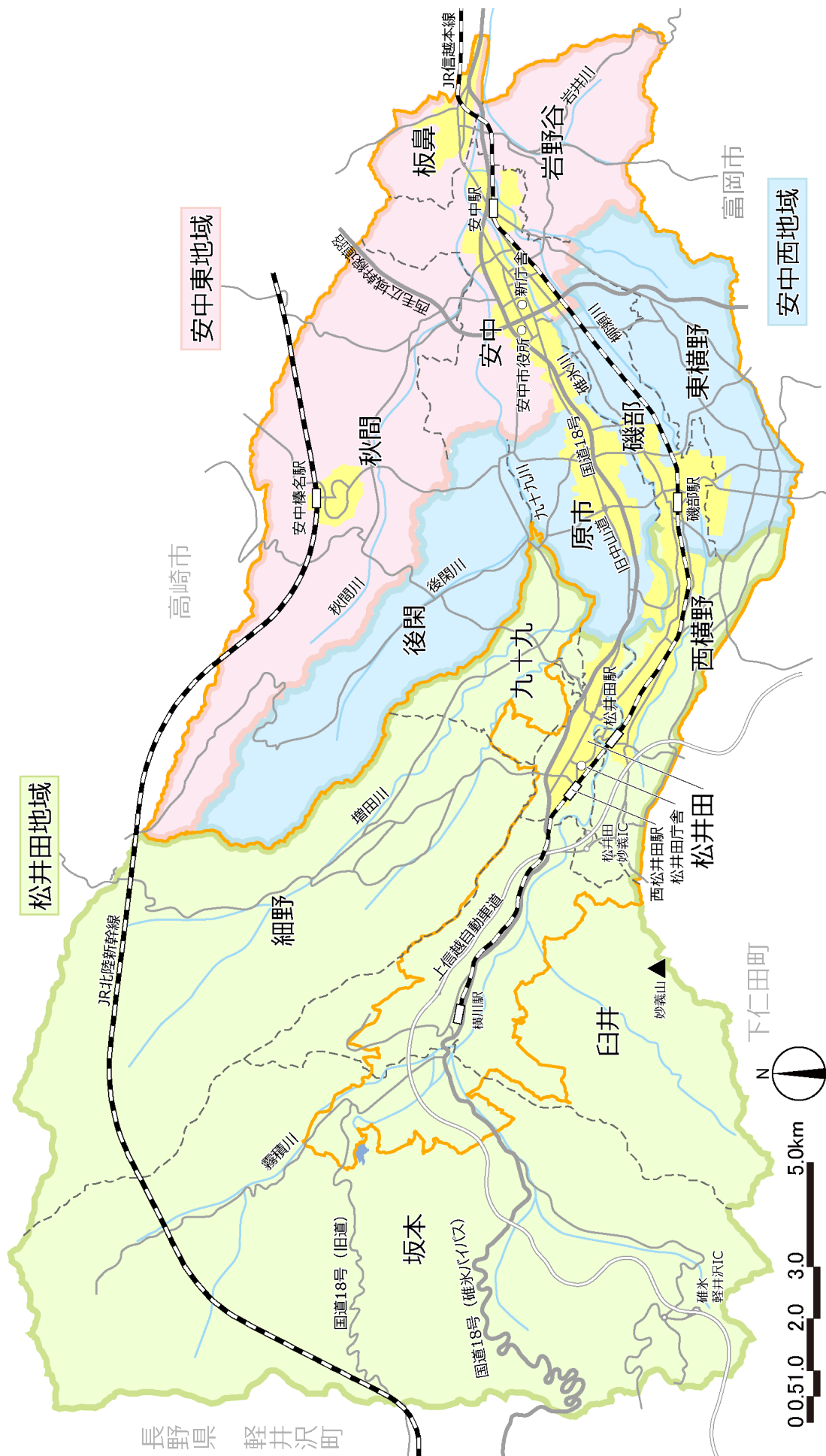
この地域別構想の3つの地域は、市内の行政区のまとまりである14の地区を基に構成しています。

表 地域別構想3地域と14地区との対応

地域別構想地域	地区名	
安中東地域	安中地区	中宿、安中、高別当、古屋、小俣
	岩野谷地区	岩井、野殿、大谷
	板鼻地区	板鼻
	秋間地区	西上秋間、東上秋間、中秋間、下秋間、秋間みのりが丘
安中西地域	原市地区	原市、郷原、嶺、築瀬
	磯部地区	上磯部、磯部、西上磯部、東上磯部、下磯部、大竹
	東横野地区	中野谷、鷺宮、上間仁田、下間仁田
	後閑地区	下後閑、中後閑、上後閑
松井田地域	松井田地区	新堀、松井田
	臼井地区	横川、五料
	坂本地区	峠、坂本、原、入山、北野牧、西野牧
	西横野地区	人見、二軒在家、八城、行田
	九十九地区	下増田、高梨子、国衙、小日向
	細野地区	土塩、新井、上増田

地域別構想地域区分

凡例				
用途地域指定エリア	安中西地域境界	上信越自動車道	鉄道・駅	
都市計画区域	松井田地域境界	主要幹線道路	河川	
安中東地域境界	地区境界	幹線道路・補助幹線道路		





2 安中東地域

2-1 地域の特徴

安中東地域は、市北東部に位置し、安中地区、岩野谷地区、板鼻地区、秋間地区の4地区で構成されています。

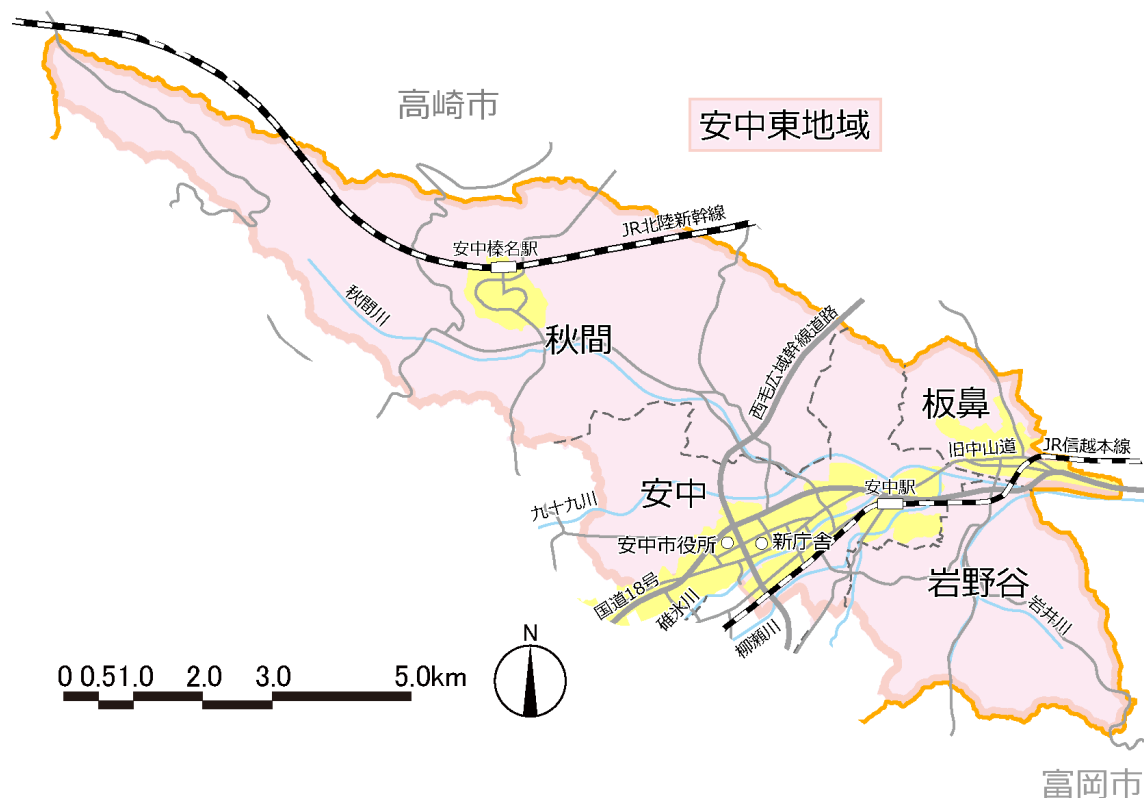
地域全域が都市計画区域となっており、安中市役所を中心に文化センターなどの都市機能が集積した都市拠点となっています。主な市街地は国道18号や旧中山道沿道に、低層戸建て住宅を主とした市街地が安中榛名駅南部や板鼻地区東部に形成されています。また、安中駅南側の丘陵斜面には、昭和初期から操業を続ける一団の工場、工業団地が立地しています。

鉄道駅は、地域北部にJR北陸新幹線安中榛名駅、南東部にJR信越本線安中駅が立地しています。

地域内には、碓氷川、九十九川、柳瀬川、秋間川、岩井川などの河川や農地、山林などの自然環境があり、特に岩野谷地区や秋間地区に多く広がっています。また、天神山自然の森、秋間梅林などは自然とふれあえる交流の場として地域に親しまれています。

今後、地域南北を結ぶ西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の整備や本庁舎の移転が進められるとともに、安中駅と碓部駅間に新駅の設置などが検討されています。

安中東地域の位置と構成



凡例			
用途地域指定エリア	地域境界	主要幹線道路	鉄道・駅
都市計画区域	地区境界	幹線道路・補助幹線道路	河川

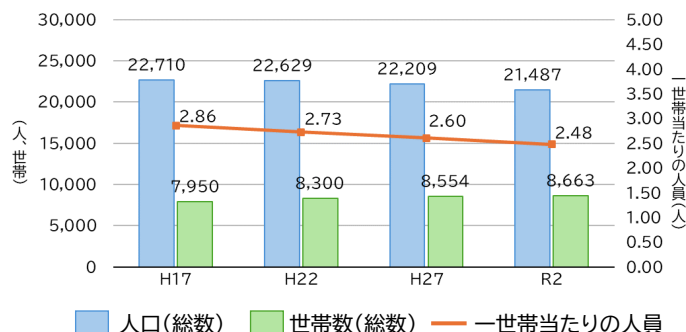
2-2 地域の概況と主なまちづくりの課題

(1) 人口動態・年齢構成

■人口と世帯数の推移

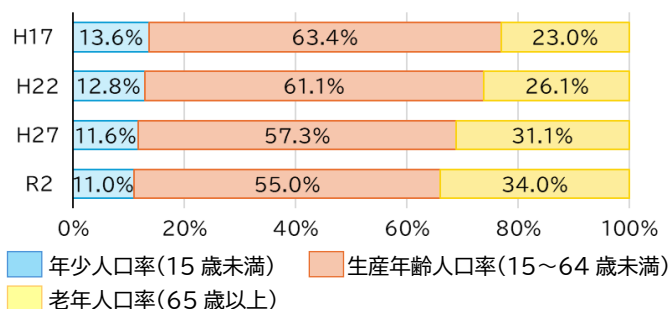
人口は、平成17年以降は横ばい傾向で、令和2年は、21,487人、世帯数は増加傾向にあり、8,663世帯となっています。

一世帯当たりの人員は減少しており、令和2年は、2.48人/世帯となっています。



■年齢3区分別人口の推移

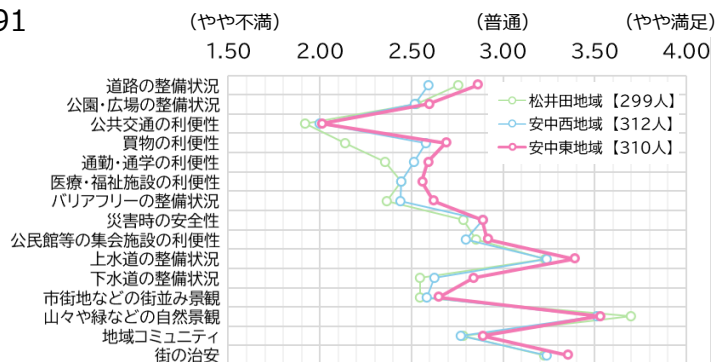
年齢構成は、平成17年以降、年少人口率及び生産年齢人口率は減少、老年人口率は増加しており、今後は急速な高齢化が予測されます。



(2) まちづくりに係る住民意向

■地域環境の評価（市民意向調査） n = 991

他地域と比較して、満足度が高いものが多く、特に「バリアフリーの整備状況」や「下水道の整備状況」が高くなっています。地域内で最も満足度が高いものは、他地域と同様に「山々や緑などの自然景観」となっています。



■市が検討・実施している取組で期待するもの（市民意向調査） n = 991

「西毛広域幹線道路沿道の有効活用によるまちづくり」が最も高く、次いで「安中駅～磯部駅間の新駅設置による新たなまちづくり」となっています。





(3) 主なまちづくりの課題

【土地利用に関する課題】

拠点機能の拡大

- 安中市役所周辺の公共公益施設等の都市機能誘導による都市拠点機能の拡大
- 安中榛名駅周辺の日常生活に必要な生活サービス施設の確保による生活拠点機能の拡大

西毛広域幹線道路沿道の計画的なまちづくりの推進

- 新たに整備される西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道への都市機能及び生活機能の誘導

【都市交通に関する課題】

市内各地域や市外との広域連携の強化

- 都市拠点となる安中市役所周辺と市内各地域との連絡強化、近隣都市との連携強化
- 生活拠点となる安中榛名駅周辺と市内各地域との連絡強化
- 西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）を活かした広域連携の強化
- 新駅構想を踏まえ、交通ネットワークの再構築
- 国道 18 号の渋滞緩和

誰もが利用しやすい公共交通の充実

- A I デマンド交通などの利用による生活利便性の向上

【都市環境に関する課題】

自然環境の活用・維持管理

- 自然環境を活用した交流空間の創出
- 身近な自然環境である河川や公園などの適切な維持管理

市街地の快適な居住環境の確保

- まちなか居住や安中宿のような観光交流ゾーンと連動した居住環境の創出
- 生活道路などの基盤施設の整備
- 空き家・空き地、耕作放棄地の発生防止や適切な維持管理
- 公園や河川沿川の親水空間のような身近な交流空間の確保
- 街路灯の設置など防犯性の向上

【都市防災に関する課題】

河川の浸水被害や土砂災害などの自然災害への対策

- 災害時の避難場所・避難経路の確保
- 碓氷川や九十九川、柳瀬川など河川の浸水防止

【都市景観に関する課題】

山並みの眺望、河川などの自然環境・景観の保全・活用

- 旧中山道安中宿・安中城址周辺、板鼻宿の歴史的まちなみ景観の保全と活用
- 妙義山などの山並みの眺望、秋間梅林などの地域の自然環境・景観の保全・活用
- 石尊山、天神山などの高台からの眺望景観の確保

2-3 まちづくりの基本目標・基本方針

まちづくりの基本目標1 拠点機能の充実

安中市役所周辺の都市拠点は、新駅構想や新庁舎建設などにより、行政・医療・福祉、商業・業務、教育・文化などの都市機能が集積した利便性の高いまちを目指します。

また、生活拠点となる安中榛名駅周辺は、商業施設などの日常生活に必要な生活サービス機能が充実した快適で暮らしやすいまちを目指します。

基本方針

1. 都市拠点として安中市役所周辺や安中駅周辺の機能の充実
2. 生活拠点として安中榛名駅周辺の利便性の向上

まちづくりの基本目標2 西毛広域幹線道路整備に伴う沿道まちづくりの推進

周辺環境と調和した西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）沿道の整備を進めることで、まとまりのある快適な沿道空間の形成を目指します。

基本方針

1. 西毛広域幹線道路沿道の適切な土地利用の誘導
2. 西毛広域幹線道路沿道の良好なまちなみの形成と周辺環境との調和
3. 西毛広域幹線道路の走行快適性と安全性の確保

まちづくりの基本目標3 誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築

西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の整備や新駅構想に伴う、既存の交通ネットワークと新たな交通ネットワークの連携、自転車・歩行者空間の快適性の向上やA Iデマンド交通の整備などにより、誰もが移動しやすいまちを目指します。

基本方針

1. 国道18号や西毛広域幹線道路整備による市内外との連絡強化
2. 新駅構想など新たな交通ネットワークの構築
3. 自転車・歩行者空間の快適性の向上

まちづくりの基本目標4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出

激甚化・頻発化する自然災害への対策や既存の都市インフラの維持管理を推進することにより、高齢者や子育て世代など誰もが安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

基本方針

1. 碓氷川、九十九川、柳瀬川などの浸水被害や土砂災害などの自然災害への対策強化
2. 都市インフラの維持管理による快適な生活環境の創出

まちづくりの基本目標5 自然環境や地域資源を活かした交流の推進

板鼻宿、安中宿などの歴史的まちなみや天神山自然の森、秋間梅林などの山林自然環境、碓氷川、九十九川、柳瀬川などの河川敷を活用することで、多くの人が集まり交流するまちを目指します。

基本方針

1. 地域の歴史や文化にふれることのできる観光・交流空間の創出
2. 公園や河川などの交流空間の維持管理
3. 山並みや緑地などの自然環境・景観の保全



まちづくりの基本目標 1 拠点機能の充実

まちづくりの基本方針 1

都市拠点として安中市役所周辺や安中駅周辺の機能の充実

①安中市役所周辺の都市機能の拡大

- 安中市役所周辺は、西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）の整備、新駅構想にあわせて、公共公益施設や生活利便施設の維持・誘導を推進します。また、国道 18 号や西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道は、地域住民を対象とした商業施設を誘導することで、市の中心となる利便性が高く、賑わいのある拠点を形成します。
- 旧中山道沿道の既成市街地は、近隣商業地として、歩行空間の拡充やリノベーション・インノベーションを含む空き家・空き地の活用などにより、まちなか居住機能を増進・再生します。
- 新庁舎については、イベント対応が可能な駐車場や外構の整備、安中体育館などの周辺の施設に繋がる歩行空間や広場の整備など、新たなまちづくりの核としての整備を推進します。
- 新庁舎竣工後の安中市役所跡地については、都市拠点の機能向上を図るため多角的な観点から跡地の利用方法を検討し、方針を定めた上で整備を行います。

②安中駅周辺の都市機能の維持

- 安中駅周辺は、公共公益施設や生活利便施設の確保や緩やかな居住誘導を図り、既存市街地のまちなかのまとまりを維持します。
- 安中駅南部に立地する一団の工場、工業団地については、地域の身近な職場として維持します。

まちづくりの基本方針 2

生活拠点として安中榛名駅周辺の利便性の向上

- 安中榛名駅南部の秋間みのりが丘地区は、高台に位置する新幹線駅のある特徴的な立地環境を活かし、商業施設などの日常生活に必要な生活サービス機能の誘導を図ります。また、既存市街地におけるまちなかのまとまりを維持・形成するために緩やかな居住誘導と公共交通の利便性の向上を図り、落ち着いた生活拠点の形成を促進します。



安中榛名駅周辺の住宅地

まちづくりの基本目標 2 西毛広域幹線道路整備に伴う沿道まちづくりの推進

まちづくりの基本方針 1

西毛広域幹線道路沿道の適切な土地利用の誘導

①都市拠点への商業・業務などの都市機能と居住機能の誘導

- 安中市役所周辺の西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道については、まちのにぎわいを保つため、商業・業務等の都市機能と居住機能の誘導を図ります。
- 拠点商業業務地となる碓氷川右岸の西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道地区は、西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）の整備に伴い、適切な土地利用を誘導します。

②既存市街地を核に住宅や店舗などの誘導

- 国道 18 号北部の既存市街地周辺の西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道については、まちのまとまりを維持するため、住宅や店舗などを誘導します。

③自然環境保全や農業振興の推進

- 田園・集落地及び自然環境保全・活用地となる J R 信越本線南部や秋間地区の西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道は、自然環境の保全や農業振興を図り、今ある美しい自然環境やみどりを適切に維持します。

まちづくりの基本方針 2

西毛広域幹線道路沿道の良好なまちなみの形成と周辺環境との調和

①都市拠点にふさわしい風格ある沿道の景観まちづくりの推進

- 都市拠点となる安中地区の西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道については、沿道建築物の形態意匠の工夫など周辺の市街地と調和した景観まちづくりを推進します。

②周辺の自然と調和した景観まちづくりの推進

- 田園・集落地及び自然環境保全・活用地となる J R 信越本線南部や秋間地区の西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）沿道は、周辺の自然環境や眺望に配慮した景観まちづくりを推進します。

まちづくりの基本方針 3

西毛広域幹線道路の走行快適性と安全性の確保

①安全な走行環境の確保

- 右折進入などによる渋滞や交通事故を防止するため、交差道路以外から西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）への直接乗入れ箇所及び交差点を適切に配置します。

②安全性の向上

- 小学校などの通学路となる安中市役所周辺は、自動車の速度を抑制することで歩行者の安全を確保します。



西毛広域幹線道路



まちづくりの基本目標3

誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築

まちづくりの基本方針1

国道18号や西毛広域幹線道路整備による市内外との連絡強化

①国道18号の拡幅や交差点改良などによる地域東西の移動の円滑化

- 県内外の広域の都市間を連絡する主要幹線道路である国道18号の交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良など、関係機関に働きかけます。



国道18号
(交差点改良区間)

②西毛広域幹線道路整備による地域南北の交通の円滑化

- 西毛広域都市圏の都市間を連絡する主要幹線道路である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の早期整備を関係機関に要望することで、地域南北の交通の円滑化を図り、近隣都市との連絡を強化します。
- 西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）整備に伴う地域の分断を防止するため、ハード・ソフト両面からの対応方策を推進します。

まちづくりの基本方針2

新駅構想など新たな交通ネットワークの構築

①公共交通手段の連携強化

- 安中市役所周辺において、新駅構想などの鉄道と、西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）や既存の幹線道路などの自動車交通の連携・接続により、新たな交通ネットワークを構築します。
- 新駅については、市外や市内の他拠点、枢要な公共公益施設とつながる地域の交通結節点として整備を関係機関に働きかけます。

②地域拠点間の連絡強化

- 路線バスやA I デマンド交通の利用により、都市拠点である安中市役所周辺と生活拠点である安中榛名駅周辺、他の既存市街地との交通ネットワークを強化します。

まちづくりの基本方針3

自転車・歩行者空間の快適性の向上

①歩行空間の快適性・安全性の向上

- 多くの人を訪れる安中市役所などの主要な公共公益施設周辺の道路におけるユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進し、誰もが歩きやすい空間を整備します。

②親水性のある歩行者・自転車交通のネットワークの形成

- 碓氷川・九十九川、柳瀬川などの沿川道路や広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備や景観保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車通行帯等の整備を進め、歩行者・自転車交通のネットワーク化を図ります。

まちづくりの基本目標4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出

まちづくりの基本方針1

碓氷川、九十九川、柳瀬川などの浸水被害や土砂災害などの自然災害への対策強化

①適切な維持管理による河川の浸水防止

- 台風や集中豪雨などに起因する洪水被害や浸水被害の防止・軽減を図るため、特に市街地を流れる碓氷川、九十九川、柳瀬川について関係機関と連携を図りながら維持管理を行い、治水機能を保ちます。



九十九川

②災害時の避難場所・避難経路の確保

- 安中駅周辺などの浸水想定区域や地域北部の土砂災害警戒区域周辺は、公共公益施設等の機能更新に伴い、避難場所としての機能の整備や周辺道路やライフラインの耐震化を推進します。

③建築物の耐震化・不燃化の促進

- 地震発生時の倒壊・延焼を防止するため、市街地における建築物の耐震化・不燃化を促進します。

まちづくりの基本方針2

都市インフラの維持管理による快適な生活環境の創出

①空き家・空き地、耕作放棄地の適切な維持管理と有効活用の促進

- 人口減少が進み、空き家・空き地が増加している地区は、空き家・空き地の適正な維持管理とリノベーション・イノベーションなどによる生活利便施設への有効活用を促進します。

②耕作放棄地の土地利用転換と適切な維持管理の促進

- ごみの不法投棄の対象となる恐れのある耕作放棄地については、農地の集約化などによる管理体制の強化や利用目的の明確化を図り、適正な維持管理を促進します。

③防犯に配慮した生活環境の創出

- 道路や公園などの公共空間については、街路灯の設置や支障となる樹木の伐採などにより、防犯に配慮した生活環境の整備を促進します。



まちづくりの基本目標 5 自然環境や地域資源を活かした交流の推進

まちづくりの基本方針 1

地域の歴史や文化にふれることのできる観光・交流空間の創出

①既存市街地周辺での観光交流の推進

- 歴史的まちなみが残る旧中山道の宿場町である安中宿や板鼻宿、また安中駅周辺の市街地については、空き家・空き地を活用した観光商業機能の向上などを図ることで広域観光交流を推進します。

②自然環境を活かした交流の推進

- 天神山自然の森、秋間梅林などの地域の山林自然環境・農業生産環境と一体となった公園緑地施設については、アクセス道路の整備などにより、体験学習の場としての施設機能の拡充を図るとともに、学習の場を周辺の山林や農地へ広げて、その活用と土地の管理を促進します。
- 安中市立碓東小学校で実施している地域住民が協力し合って取り組むビオガーデン整備のような自然環境を活かした環境教育活動の場を創出することにより、人々の自然環境保全への意識啓発を図るとともに、地域住民の交流を推進します。

まちづくりの基本方針 2

公園や河川などの交流空間の維持管理

①公園や運動施設などの身近な交流空間の維持管理

- 西毛総合運動公園や安中市スポーツセンターをはじめとする公園施設・スポーツ施設・遊具などの機能更新、施設長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。
- 都市の基幹公園である西毛総合運動公園の維持管理と陸上競技場施設の更新を推進します。
- 広域観光交流ゾーンの安中城址周辺や旧中山道沿道地区については、観光交流の場となるポケットパークや広場の整備を推進します。



安中市スポーツセンター

②碓氷川、九十九川、柳瀬川などの河川の維持管理と親水空間の創出

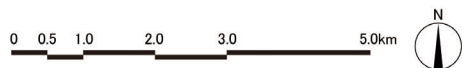
- 市街地に隣接する碓氷川、九十九川、柳瀬川については、河川の治水機能との調整を図りつつ、広場・歩行空間・自転車通行空間などの空間の創出を図るなど、生活に身近な親水空間としての活用を図ります。

まちづくりの基本方針 3

山並みや緑地などの自然環境・景観の保全

- 工作物等を設置する際は、可能な限り遮らない、稜線を乱さない配慮をすることにより、妙義山をはじめとする美しい山並みや河岸段丘斜面の緑地の景観を良好に保ちます。
- 石尊山、天神山においては、来訪者による混雑などの影響を考慮しながら、景観を楽しめる空間整備などを推進することで、高台から展望することができる周辺の山々や住宅地の景観を良好に保ちます。

- 基本目標 1 拠点機能の充実
- 基本目標 2 西毛広域幹線道路整備に伴う沿道まちづくりの推進
- 基本目標 3 誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築
- 基本目標 4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出
- 基本目標 5 自然環境や地域資源を活かした交流の推進



凡例				
 都市拠点	 公共施設	 拠点商業業務地	 田園・集落地	 補助幹線道路
 生活拠点	 地域資源	 近隣商業地	 自然環境保全・活用地	 鉄道・駅
 都市軸	 低層住宅地	 観光商業地	 沿道環境形成地	 河川
 地域軸	 中低層住宅地	 沿道サービス業務地	 主要幹線道路	 地域境界
 宿場	 複合市街地	 工業・流通業務地	 幹線道路	



3 安中西地域

3-1 地域の特徴

安中西地域は、市の中央部に位置し、原市地区、碓部地区、東横野地区、後閑地区の4地区で構成されています。

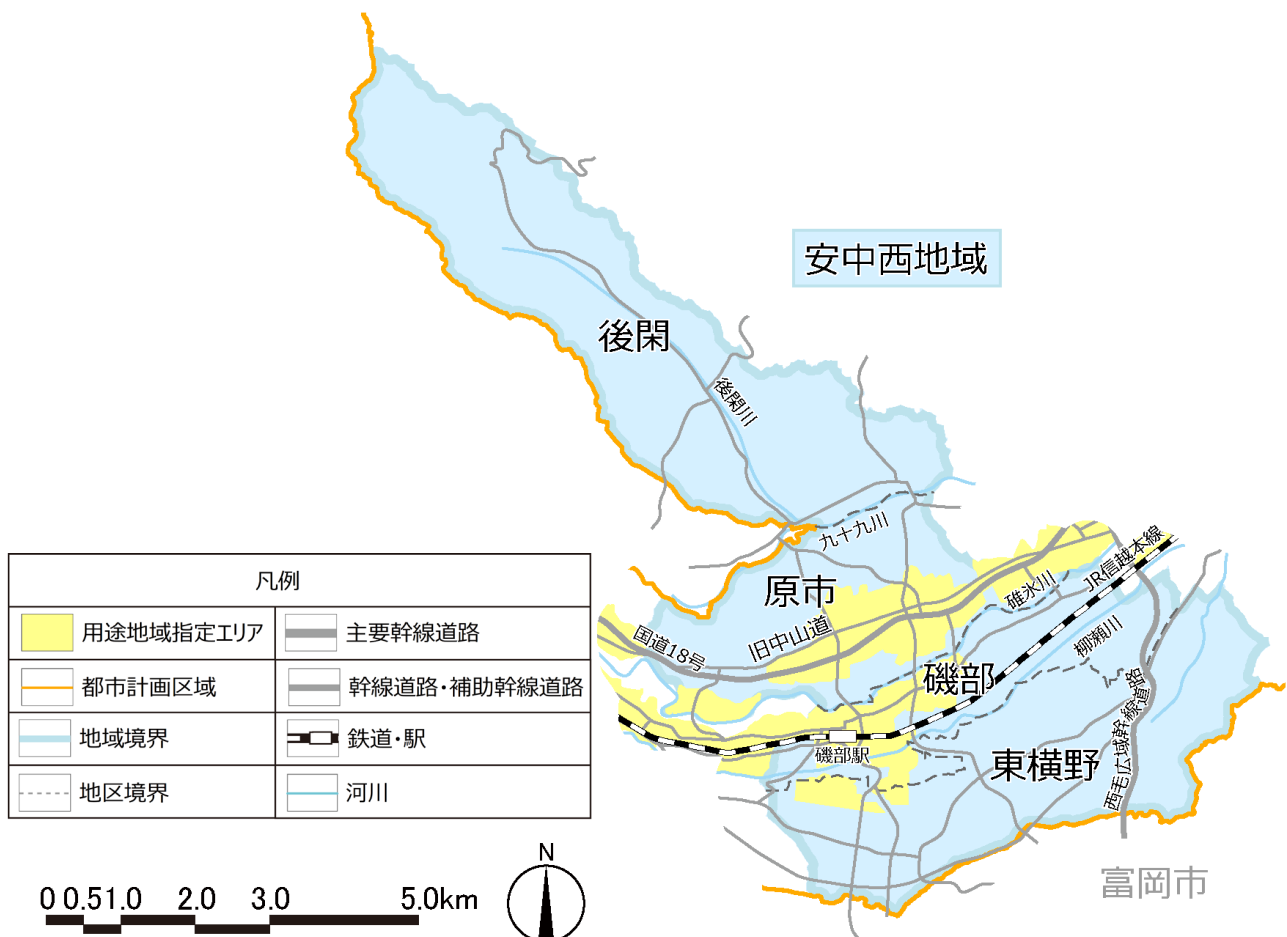
地域全域が都市計画区域となっており、碓部駅や原市交差点周辺は、小中学校や病院などの地域の主要な公共施設が集積した生活拠点となっています。主な市街地は、国道18号や旧中山道の沿道、碓部地区の県道碓部停車場上野尻線沿道（都市計画道路3・3・14水口碓部線）及び碓部駅周辺に形成されています。碓部駅の北側の碓氷川沿川には碓部温泉の温泉街があり、温泉旅館のほか、日帰り入浴施設の恵みの湯や広場・駐車場などの温泉・観光関連施設が立地し、地域生活サービス機能を有する商店街と一体の観光商業地を形成しています。また、地域には多数の工場、工業団地が立地しており、特に碓部駅南側の主要地方道下仁田安中倉瀬線沿道は、柳瀬川沿川低地から丘陵上部にかけて、市最大規模となっています。

鉄道駅は、JR信越本線碓部駅が立地しています。

地域内には、碓氷川、九十九川、柳瀬川の河川などの自然環境があり、特に東横野地区や後閑地区に多く広がっています。また、後閑城址公園などは地域の自然や歴史文化を体験・学習できる場となっています。

現在、地域東部に西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の整備が進められています。

安中西地域の位置と構成



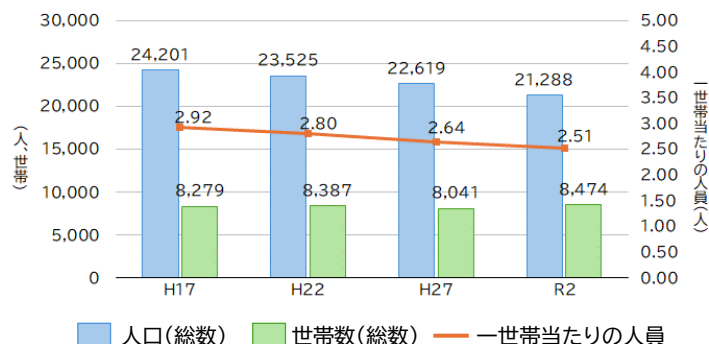
3-2 地域の概況と主なまちづくりの課題

(1) 人口動態・年齢構成

■人口と世帯数の推移

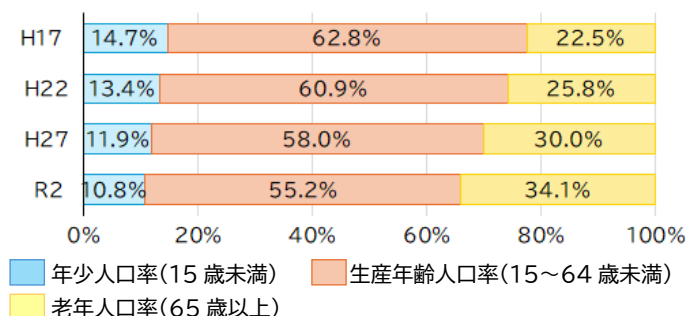
人口は、平成 17 年以降減少しており、令和 2 年は、21,288 人、世帯数は、平成 27 年以降増加傾向で、令和 2 年は、8,474 世帯となっています。

一世帯当たりの人員は減少しており、令和 2 年は、2.51 人/世帯となっています。



■年齢3区分別人口の推移

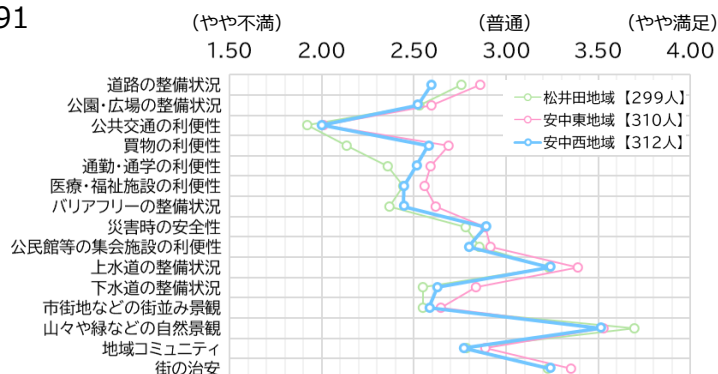
年齢構成は、平成 17 年以降、年少人口率及び生産年齢人口率は減少、老年人口率は増加しており、今後は急速な高齢化が予測されます。



(2) まちづくりに係る住民意向

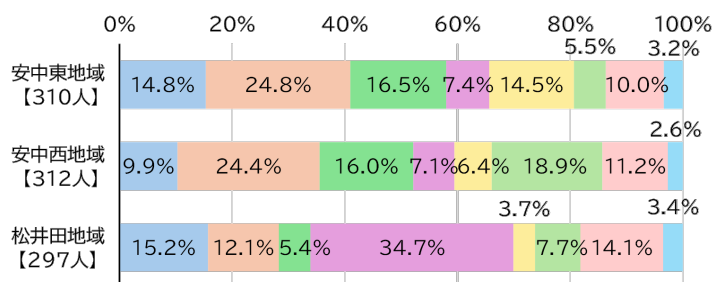
■地域環境の評価（市民意向調査） n = 991

他地域と比較して、「災害時の安全性」の満足度が高く、「道路の整備状況」の満足度が低くなっています。地域内で最も満足度が高いものは、他地域と同様に「山々や緑などの自然景観」となっています。



■市が検討・実施している取組で期待するもの（市民意向調査） n = 991

「西毛広域幹線道路沿道の有効活用によるまちづくり」が最も高く、次いで「磯部駅・磯部温泉街の活性化」となっています。



- 機能的でシンプル・コンパクトな安中市役所本庁舎の建替え
- 安中駅～磯部駅間の新駅設置による新たなまちづくり
- 安中榛名駅前施設の利活用による地域活性化
- 工業団地の造成・拡張による産業の活性化
- 西毛広域幹線道路沿道の有効活用によるまちづくり
- 横川駅隣接地への道の駅の整備による観光誘客や交流人口の増加
- 磯部駅・磯部温泉街の活性化
- その他



(3) 主なまちづくりの課題

【土地利用に関する課題】

観光拠点となる碓部駅周辺・碓部温泉街の活性化

- 観光施設の充実
- 観光交流空間となる公園やポケットパークなどの確保
- 地域の魅力や観光情報の発信

碓部駅南部の産業機能の拡大

- 計画的な産業機能の誘導

【都市交通に関する課題】

市内各地域や市外との広域連携の強化

- 西毛広域幹線道路（都市計画道路 3・6・10 南北中央幹線）を活かした近隣都市との連携の強化
- 国道 18 号の渋滞緩和

日常生活に必要な公共交通の確保

- A I デマンド交通の導入やバスの運行の再編による交通利便性の向上

産業用の交通による周辺環境への配慮

- トラックなどの産業用の交通による交通渋滞や交通安全性への配慮

【都市環境に関する課題】

市街地の快適な居住環境の確保

- 商業施設や医療施設などの生活利便施設の確保
- 生活道路などの基盤施設の整備
- 空き家・空き地、耕作放棄地の防止、適切な維持管理
- 街路灯の設置など防犯性の向上

住環境と産業、自然景観の調和

- 工場用地・工業団地周辺の産業廃棄物や水質汚濁、騒音など環境への配慮

【都市防災に関する課題】

河川の浸水被害や土砂災害などの自然災害への対策

- 災害時の避難場所・避難経路の確保
- 碓氷川、九十九川、柳瀬川などの浸水被害や土砂災害などの自然災害への対策

【都市景観に関する課題】

碓部駅周辺や碓部温泉街の風情あるまちなみの景観保全

- 碓部駅周辺や碓部温泉街の趣あるまちなみの景観保全

山並みや眺望、河川などの自然環境・景観の保全・活用

- 妙義山などの山並みの眺望、河川沿川の自然環境・景観の保全
- 身近な自然環境である河川や公園などの適切な維持管理
- 自然環境を活かしたレクリエーション機能や学習機能の増進
- 崇台山などの高台からの眺望計画の確保

3-3 まちづくりの基本目標・基本方針

まちづくりの基本目標1 生活拠点・観光拠点として魅力の向上

原市交差点・磯部駅周辺は、商業施設などの日常生活に必要な生活サービスがそろった生活しやすいまちを目指します。また、観光交流施設・空間や温泉地としての風情あるまちなみが魅力となる磯部駅周辺・磯部温泉街は、市内外から多くの人が集まり交流するまちを目指します。

- 基本方針**
1. 生活拠点としての原市交差点・磯部駅周辺の機能の充実
 2. 磯部駅周辺・磯部温泉街の地域資源を活かした観光機能の向上
 3. バリアフリーに配慮した空間整備

まちづくりの基本目標2 都市の産業機能の拡充

市最大規模の産業振興ゾーンが位置する地域として、市の産業を支え、地域経済の発展を促進します。また、市内外からの通勤や物流ネットワークのための交通と周辺の住宅地、自然が調和したまちを目指します。

- 基本方針**
1. 磯部駅南部などの工場用地、工業団地の産業機能の拡充
 2. 周辺の環境や景観へ配慮した産業施設の整備の推進
 3. 西毛広域幹線道路整備などによる市内外との物流ネットワークの強化

まちづくりの基本目標3 誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築

西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の整備や新駅構想に伴う、既存の交通ネットワークと新たな交通ネットワークの連携、自転車・歩行者空間の快適性の向上やA I デマンド交通の整備などにより、誰もが移動しやすいまちを目指します。

- 基本方針**
1. 国道18号や西毛広域幹線道路整備による市内外との連絡強化
 2. 日常生活に必要な移動手段の確保
 3. 自転車・歩行者空間の快適性の向上

まちづくりの基本目標4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出

激甚化・頻発化する自然災害への対策や既存の都市インフラの維持管理を推進することにより、高齢者や子育て世代など誰もが安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

- 基本方針**
1. 碓氷川、九十九川、柳瀬川などの浸水被害や土砂災害などの自然災害への対策強化
 2. 都市インフラの維持管理による快適な生活環境の創出

まちづくりの基本目標5 自然環境や景観の保全・活用と周辺市街地との調和

河川などの市街地に介在する身近な自然や河川上流部の山林自然環境の保全と有効活用を図り、市街地と自然が調和・共生したまちを目指します。

- 基本方針**
1. 公園や広場、河川などの自然環境の維持管理
 2. 山林自然環境・景観の保全・活用



まちづくりの基本目標 1 生活拠点・観光拠点として魅力の向上

まちづくりの基本方針 1

生活拠点としての原市交差点・磯部駅周辺の機能の充実

- 生活拠点となる原市交差点・磯部駅周辺において、商業施設などの日常生活に必要な生活サービスの誘導を図ります。また、既存市街地や団地などにおけるまちのまとまりを維持・形成するために、緩やかな居住誘導を図ります。



磯部駅

まちづくりの基本方針 2

磯部駅周辺・磯部温泉街の地域資源を活かした観光機能の向上

①観光交流空間の整備

- 磯部温泉の市街地においては、隣接する碓氷川の自然環境・景観を活かしつつ、温泉街としてのたたずまいを演出しながら、宿泊・滞在ができる観光交流の場としてのまちづくりを推進します。また、空き家・空き地を活用し、温泉街としての風情ある歩行空間の整備や、日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充を進めます。
- 「磯部公園」などの磯部駅周辺・磯部温泉街の広場や公園については、多くの人が賑わう観光交流の場として維持管理を図ります。

②観光地としての情報発信

- 多くの人が集まる駅などの公共公益施設での情報発信を強化やWebメディアなどを通して地域の観光情報や魅力を積極的に発信します。

③磯部温泉街の趣あるまちなみなどの魅力的な景観の保全

- 磯部駅周辺の施設や広場などの改修整備にあたっては、温泉街と一体となった景観形成や施設整備を推進します。
- 磯部温泉街周辺は、食堂や土産店などが軒を連ね、温泉街の情緒や雰囲気を楽しめる景観を保全します。
- 磯部温泉街の眺望点となる愛妻橋は、来訪者による混雑などの影響を考慮しながら、景観を楽しめる空間整備を推進します。

まちづくりの基本方針 3

バリアフリーに配慮した空間整備

- 磯部駅などの公共公益施設や観光交流の場となる商業・サービス機能が集積し、市内でも特に徒歩での利用が見込まれる磯部駅周辺・磯部温泉街の歩道について、ユニバーサルデザイン化の導入や段差解消などのバリアフリー化など重点的に整備することで、市民や来訪者など誰もが快適に歩ける空間を創出します。

まちづくりの基本目標2 都市の産業機能の拡充

まちづくりの基本方針1

磯部駅南部などの工場用地、工業団地の産業機能の拡充

- 磯部駅南側の一団の既存大規模工場用地、工業団地については、市民の身近な職場として、既存工業の隣接部に計画的な産業用地の増進と活力ある産業機能の誘導を図ります。



磯部駅南部の
工場用地・工業団地

まちづくりの基本方針2

周辺の環境や景観へ配慮した産業施設の整備の推進

①通過交通などに配慮した輸送経路の最適化

- 主要幹線道路沿いや市街地と混在・隣接する工場用地、工業団地について、トラックや配送車の通行による渋滞や交通事故を防ぐため、輸送経路の最適化や自転車・歩行者の安全性に配慮した歩道の整備を推進します。

②周辺の住宅地や自然、景観との調和

- 主要幹線道路沿いや住宅地と混在・隣接する工場用地、工業団地について、産業施設のデザインや建物の外観・色彩に配慮することで、周辺の住宅地や自然景観との調和を図ります。また、工場用地、工業団地内に緑地を設けるなど、周辺の自然環境と調和を図ります。

まちづくりの基本方針3

西毛広域幹線道路整備などによる市内外との物流ネットワークの強化

- 西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）については、前橋方面と富岡方面の物流をネットワークする幹線道路として整備を促進します。
- 市域南部に磯部駅南側の一段の大規模工場用地、工業団地と西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）などの道路と接続する新たな幹線道路整備を検討することで、物流ネットワークの強化を促進します。



まちづくりの基本目標3 誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築

まちづくりの基本方針1

国道18号や西毛広域幹線道路整備による市内外との連絡強化

①国道18号の拡幅整備や交差点改良などによる地域東西の移動の円滑化

- 国道18号の拡幅整備、交差点改良等を促進することにより、県内外の広域の都市間を連絡する主要幹線道路である国道18号の交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図ります。
- 磯部停車場上野尻線（都市計画道路3・4・14水口磯部線）等の未整備の都市計画道路の整備を促進することにより、国道18号の交通の円滑化、渋滞の解消を図ります。



国道18号

②西毛広域幹線道路整備による地域南北の交通の円滑化

- 西毛広域都市圏の都市間を連絡する主要幹線道路である西毛広域幹線道路（都市計画道路3・6・10南北中央幹線）の着実な整備を関係機関に働きかけることにより、近隣都市との連絡を強化します。

まちづくりの基本方針2

日常生活に必要な移動手段の確保

- 後閑地区や東横野地区の集落地など鉄道から離れた地区の買い物や通院などの生活交通の手段として、A I デマンド交通などの利用システムを確立することで、生活利便性の向上を図ります。
- 磯部駅や病院など主要公共施設への交通手段となる路線バスの本数を増加するなど、利用者の需要に合わせて運行の再編を検討します。

まちづくりの基本方針3

自転車・歩行者空間の快適性の向上

①歩行空間の快適性・安全性の向上

- 多くの人が訪れる磯部駅や病院、小・中学校などの主要な公共施設周辺の道路について、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進し、誰もが歩きやすい空間を整備します。
- 住宅から最寄りのバス停までの段差の解消などを図ることで、公共交通機関を利用しやすい環境を創出します。

②親水性のある歩行者・自転車交通のネットワークの形成

- 碓氷川、九十九川、柳瀬川などの沿川道路や広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道的环境整備や景観保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車通行帯等の整備を進め、歩行者・自転車交通のネットワーク化を図ります。

まちづくりの基本目標4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出

まちづくりの基本方針1

碓氷川、九十九川、柳瀬川などの浸水被害や土砂災害などの自然災害への対策強化

①適切な維持管理による河川の浸水防止

- 台風や集中豪雨などに起因する洪水被害や浸水被害の防止・軽減を図るため、特に市街地を流れる碓氷川、九十九川、柳瀬川について関係機関と連携を図りながら機能の維持管理を行い、治水機能を保ちます。



柳瀬川

②斜面の砂防・治山対策

- 総合的な治水対策を進めるとともに、後閑川上流部などの土砂災害の恐れのある斜面についての砂防・治山対策を推進します。

③建築物の耐震化・不燃化の促進

- 地震発生時の倒壊・延焼を防止するため、市街地における建築物の耐震化・不燃化を促進します。

まちづくりの基本方針2

都市インフラの維持管理による快適な生活環境の創出

①道路沿道の支障木などの適切な維持管理

- 東横野地区、後閑地区の集落地などにおける道路沿道の支障木などの適切な維持管理を図ります。

②空き家・空き地、耕作放棄地の適切な維持管理と有効活用の促進

- ゴミの不法投棄や不法侵入などによる犯罪のターゲットになりやすい空き家・空き地、耕作放棄地においては、適切な維持管理と生活利便施設などへの有効活用を促進します。

③防犯に配慮した生活環境の創出

- 道路や公園などの公共空間については、街路灯の設置や支障となる樹木の伐採などにより、防犯に配慮した生活環境の整備を促進します。



まちづくりの基本目標 5

自然環境や景観の保全・活用と周辺市街地との調和

まちづくりの基本方針 1

公園や広場、河川などの自然環境の維持管理

①公園や広場などの身近な自然環境の維持管理

- あんなかスマイルパークをはじめとする公園施設・スポーツ施設・遊具などの機能更新、施設長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。

②碓氷川、九十九川、柳瀬川などの河川の維持管理と親水空間の創出

- 市街地に隣接する碓氷川、九十九川、柳瀬川については、河川の治水機能との調整を図りつつ、広場・歩行空間・自転車通行空間などの空間の創出を図るなど、生活に身近な親水空間としての活用を図ります。

まちづくりの基本方針 2

山林自然環境・景観の保全・活用

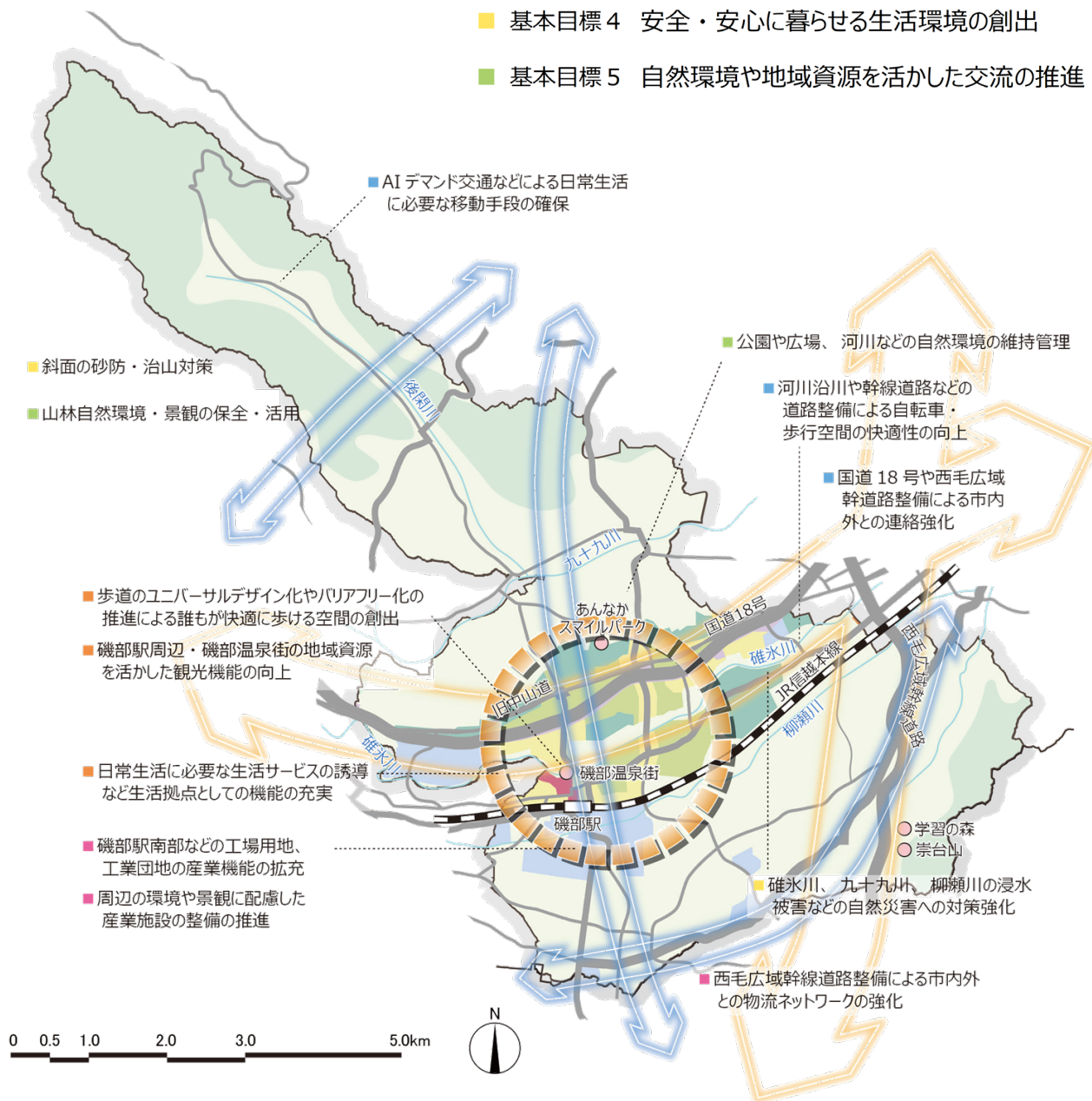
- 工作物等を設置する際は、可能な限り遮らない、稜線を乱さない配慮をすることにより、妙義山をはじめとする美しい山並みや河岸段丘斜面の緑地の景観を良好に保ちます。
- 学習の森や後閑城址公園の周辺山林を含めた環境の保全と地域の自然や歴史文化を体験・学習できる空間として利用を促進します。
- 崇台山においては、来訪者による混雑などの影響を考慮しながら、景観を楽しめる空間整備などを推進することで、高台から展望することができる周辺の山々や住宅地の景観を良好に保ちます。



学習の森と周辺山林

「安中西地域」将来構想図

- 基本目標 1 生活拠点・観光拠点として魅力の向上
- 基本目標 2 都市の産業機能の拡充
- 基本目標 3 誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築
- 基本目標 4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出
- 基本目標 5 自然環境や地域資源を活かした交流の推進



※土地利用の着色は用地地域とは異なります

凡例				
生活拠点	地域資源	近隣商業地	自然環境保全・活用地	鉄道・駅
都市軸	低層住宅地	観光商業地	沿道環境形成地	河川
地域軸	中低層住宅地	沿道サービス業務地	主要幹線道路	地域境界
宿場	複合市街地	工業・流通業務地	幹線道路	
公共施設	拠点商業業務地	田園・集落地	補助幹線道路	



「安中市バリアフリーマスタープラン及び碓部温泉地区バリアフリー基本構想」 を策定しました（資料編 p 129）

バリアフリーマスタープラン、バリアフリー基本構想とは

本市では、移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)とバリアフリー基本構想を、「安中市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）及び碓部温泉地区バリアフリー基本構想」として一体的に策定しました。

計画期間

2024（令和6）－2033（令和15）年度

移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)

市におけるバリアフリー化の促進に関する方針



バリアフリー基本構想

バリアフリー化に関わる具体的な事業を
定めて進めるための計画

移動円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）

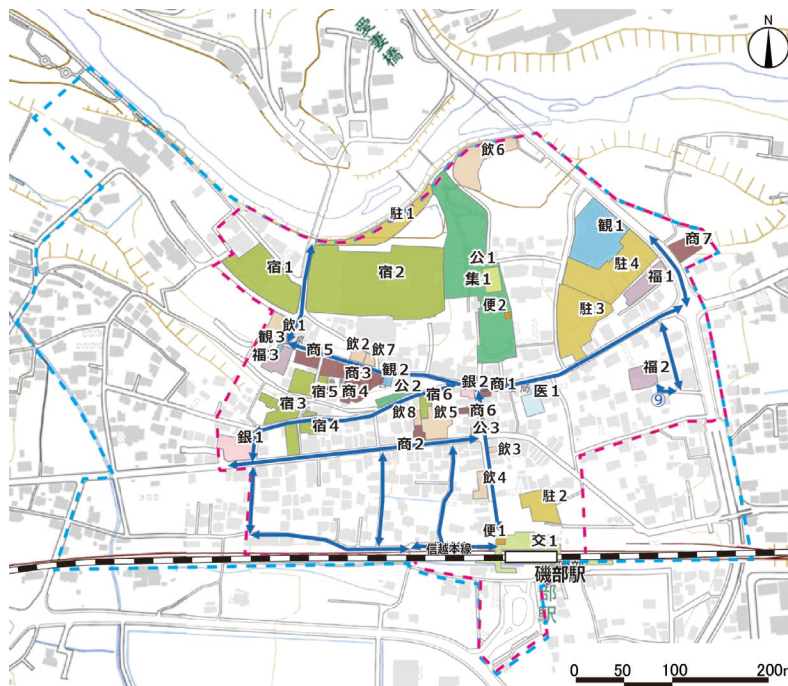
高齢者や障がい者、外国人などすべての人々がよく利用する施設が、概ね徒歩圏内に集まっており、バリアフリー化を促進することが特に必要な地区を移動等円滑化促進地区として定めます。

本市は、主要な観光地である碓部温泉地区を移動等円滑化促進地区として定めています。

バリアフリー基本構想

移動等円滑化促進地区のうち、具体の事業によって旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区を重点整備地区として定めます。

本市は、碓部駅及び碓部温泉街を主とした範囲を重点整備地区として定めます。また、重点整備地区内において、高齢者、障がい者などがよく利用する施設を生活関連施設、これらの施設を結ぶ経路を生活関連経路として定め、これらのバリアフリー化の整備を進めます。



 	移動等円滑化促進地区
 	重点整備地区

生活関連施設		
	交 1	公共交通
	医 1	医療施設
	福 1 - 3	福祉施設
	観 1 - 3	観光施設
	宿 1 - 6	宿泊施設
	集 1	集会所・公民館
	銀 1 - 2	銀行・郵便局
	公 1 - 3	公園
	商 1 - 7	商店
	飲 1 - 8	飲食店
	駐 1 - 4	駐車場
	便 1 - 2	公衆便所
←→	生活関連経路	

4 松井田地域

4-1 地域の特徴

松井田地域は、市域西部に位置し、松井田地区、臼井地区、坂本地区、西横野地区、九十九地区、細野地区の6地区で構成されています。

碓氷川沿い、国道18号沿道を中心に都市計画区域となっており、松井田仲町交差点・西松井田駅周辺は松井田庁舎など地域の日常生活を支える商業施設や公共公益施設が集積した地域拠点、横川駅周辺は生活拠点となっています。主な市街地は松井田駅・西松井田駅・横川駅周辺、坂本地区、西横野地区の信越本線沿線、旧中山道沿いに形成されています。

鉄道駅は、地域南東部にJR信越本線松井田駅、西松井田駅、地域中央部に横川駅が立地しています。

地域内には、碓氷川、九十九川などの河川が通っています。地域の大部分は自然公園区域及び国有林に指定された山林区域となっており、ゴルフ場や群馬県野鳥の森・小根山森林公園などに活用されています。また、碓氷関所跡、旧碓氷峠鉄道施設など多数の観光施設が立地しており、市最大の広域観光交流ゾーンとなっています。碓氷関所跡と碓氷峠越（坂本宿西方の街道が残る箇所から碓氷峠へと登り、峠に位置する熊野神社までの約8km）は国指定史跡、旧碓氷峠鉄道施設は国指定重要文化財となっています。

今後、横川駅隣接地に新たに道の駅の整備が検討されています。

松井田地域の位置と構成





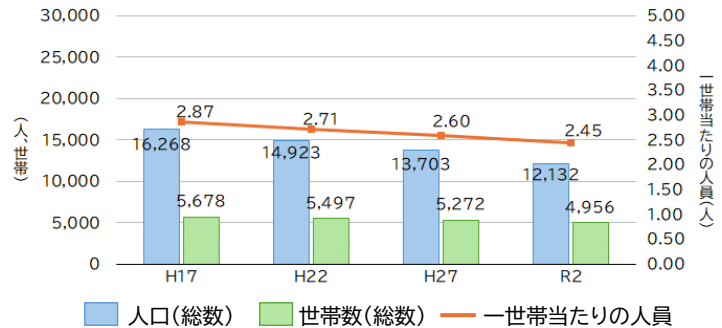
4-2 地域の概況と主なまちづくりの課題

(1) 人口動態・年齢構成

■人口と世帯数の推移

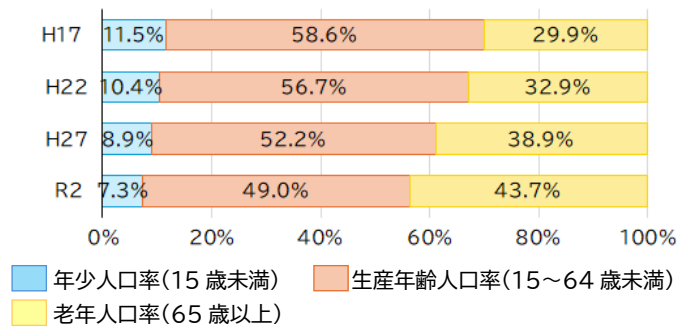
人口は、平成 17 年以降減少しており、令和 2 年は、12,132 人、世帯数も減少を続け、4,956 世帯となっています。

一世帯当たりの人員は減少しており、令和 2 年は、2.45 人/世帯となっています。



■年齢3区分別人口の推移

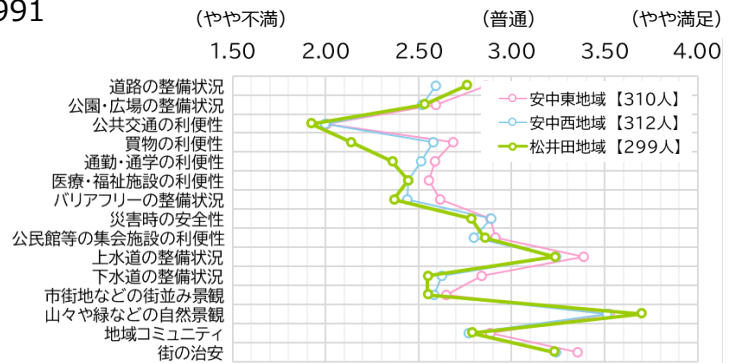
人口年齢構成は、平成 17 年以降、年少人口率及び生産年齢人口率は減少、老年人口率は増加しており、今後は急速な高齢化が予測されます。



(2) まちづくりに係る住民意向

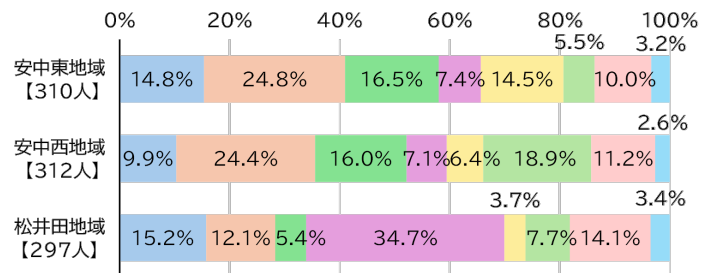
■地域環境の評価（市民意向調査） n = 991

最も満足度が高いのは「山々や緑などの自然景観」となっており、他地域と比較しても最も高くなっています。他地域と比較して、最も低いのが「公共交通の利便性」となっています。



■市が検討・実施している取組で期待するもの（市民意向調査） n = 991

「横川駅隣接地への道の駅の整備による観光誘客や交流人口の増加」が最も高く、次いで、「機能的でシンプル・コンパクトな安中市役所本庁舎の建替え」が高くなっています。



機能的でシンプル・コンパクトな安中市役所本庁舎の建替え
安中駅～磯部駅間の新駅設置による新たなまちづくり
安中榛名駅前施設の利活用による地域活性化
工業団地の造成・拡張による産業の活性化

西毛広域幹線道路沿道の有効活用によるまちづくり
横川駅隣接地への道の駅の整備による観光誘客や交流人口の増加
磯部駅・磯部温泉街の活性化
その他

(3) 主なまちづくりの課題

【土地利用に関する課題】

拠点機能の維持・拡充

- 松井田仲町交差点・西松井田駅周辺の日常生活に必要な生活サービス機能の確保による地域拠点機能の維持・拡充
- 横川駅周辺の生活拠点機能の創出・維持による生活拠点機能の維持・拡充

道の駅を活かした観光まちづくりの推進

- 碓氷関所跡などの歴史的資源や農産物などの地域の魅力や観光情報の発信
- イベントスペースなどの地域住民や観光客が交流できる空間の創出
- 碓氷峠の鉄道遺産群などの歴史・文化財の保全と観光拠点としての魅力向上

【都市交通に関する課題】

拠点周辺の交通機能の維持・強化

- 松井田駅周辺の交通の利便性の維持
- 西松井田駅の交通結節点としての機能強化
- 横川駅周辺の交通の利便性向上

日常生活に必要な公共交通の確保

- A I デマンド交通の導入による地域内の集落地と拠点地区の連絡強化

【都市環境に関する課題】

拠点周辺の快適な居住環境の確保

- 生活道路などの基盤施設の整備
- 空き家・空き地、耕作放棄地の発生防止、適切な維持管理
- 有害鳥獣被害への対策
- 街路灯の設置など防犯性の向上

【都市防災に関する課題】

土砂災害や河川の浸水被害などの自然災害への対策

- 横川駅周辺や碓氷バイパス沿道などの土砂災害防止
- 災害時の避難場所・避難経路の確保
- 碓氷川や九十九川など河川の浸水防止

【都市景観に関する課題】

山並みや眺望、河川などの自然環境・景観の保全・活用

- 妙義山などの山並みの眺望、湖の自然環境・景観の保全
- 身近な自然環境である河川や公園などの適切な維持管理
- 市街地周辺の農地や農村景観の保全



4-3 まちづくりの基本目標・基本方針

まちづくりの基本目標1 地域拠点・生活拠点の維持・拡充

松井田仲町交差点・西松井田駅周辺は、地域内各地区との交通連絡を強化しつつ、地域の方が不便なく日常生活が送れるまちを目指します。また、横川駅周辺は、上信越自動車道横川SAと設置が予定されている道の駅との連携などを検討することにより、地域活性化を進めます。

- 基本方針**
1. 地域拠点としての松井田仲町交差点・西松井田駅周辺の機能充実
 2. 地域拠点周辺の居住環境の維持
 3. 生活拠点としての横川駅周辺の機能の創出・維持

まちづくりの基本目標2 新たに設置される道の駅を活かしたまちづくりの促進

横川駅隣接地に計画されている道の駅を活用し、地域の観光情報の発信や交流促進を図ることにより、市内外から多くの人々が訪れ、賑わうまちを目指します。

- 基本方針**
1. 道の駅を活用し地域の観光情報の発信
 2. 新たな道の駅整備による交通結節機能の強化
 3. 地域住民や観光客の交流の促進

まちづくりの基本目標3 誰もが移動しやすい生活交通手段の確保

高齢化の進んだ地域社会において、AIデマンド交通の整備により、買い物や通院などにおいて、自家用車がなくても移動しやすいまちを目指します。

- 基本方針**
1. 各地区や市外と連絡する交通ネットワークの強化
 2. 日常生活に必要な移動手段の確保
 3. 歩行者空間の快適性の向上

まちづくりの基本目標4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出

激甚化・頻発化する自然災害への対策や既存の都市インフラの維持管理を推進することにより、高齢者や子育て世代など誰もが安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

- 基本方針**
1. 土砂災害や碓氷川の浸水被害などの自然災害への対策強化
 2. 都市インフラの維持管理による快適な生活環境の創出

まちづくりの基本目標5 豊かな自然環境や景観、地域資源の保全・活用

妙義山などの美しい自然や碓氷関所跡などの歴史ある地域資源を保全するとともに、広域観光交流として活用することで、みどり豊かで潤いのあるまちを目指します。

- 基本方針**
1. 地域の歴史や文化にふれることのできる観光交流の推進
 2. 公園や広場、河川などの自然環境の維持管理
 3. 妙義山や碓氷湖・妙義湖などの豊かな自然環境や景観の保全

まちづくりの基本目標 1 地域拠点・生活拠点の維持・拡充

まちづくりの基本方針 1

地域拠点としての松井田仲町交差点・西松井田駅周辺の機能充実

①日常生活に必要な生活サービス機能の誘導

- 地域拠点となる松井田仲町交差点・西松井田駅周辺においては、商業施設などの日常生活に必要な生活サービス機能の積極的な誘導を図ります。

②交通結節点としての機能強化

- 松井田駅周辺においては、既存の交通インフラを適切に維持・管理することで、駅周辺を円滑に利用できる環境を確保します。
- 西松井田駅周辺においては、路線バスやA I デマンド交通などで他地域や他地区と連絡するなど、地域の交通結節点としての機能を強化し、地域の利便性の向上を図ります。



松井田駅

まちづくりの基本方針 2

地域拠点周辺の居住環境の維持

- 地域拠点となる松井田仲町交差点・西松井田駅周辺においては、まちのまとまりを維持・形成するために緩やかな居住誘導を図ります。

まちづくりの基本方針 3

生活拠点としての横川駅周辺の機能の創出・維持

- 生活拠点となる横川駅周辺においては、上信越自動車道横川SAと設置が予定されている道の駅との連携などを検討することにより、地域活性化や公共交通の利便性の向上など生活拠点機能の創出・維持を図ります。

**まちづくりの基本目標 2****新たに設置される道の駅を活かしたまちづくりの促進****まちづくりの基本方針 1****道の駅を活用し地域の観光情報の発信****①本市の歴史的資源や景観などの広域観光情報の発信**

- 道の駅を活用し、碓氷関所跡、旧碓氷峠鉄道施設などの遺構、歴史的まちなみ、妙義山の眺望などの広域観光情報を積極的に発信することで、市内外からの来訪者の増加を図ります。



道の駅建設予定地

②本市の農産物や特産品の販売・情報発信

- 道の駅を活用し、本市の農産物・特産品の販売・情報発信を行うことで市内外からの需要や消費者の地域産品への関心を高めます。また、農産物・特産品の情報共有を通して、地域内の住民や生産者とのつながり強化を図ります。
- 地域の木材を、道の駅施設の構造や内外装、建具などに利用するなど、地域産木材活用のモデルとしての役割を担うことで、地域産業の活性化や環境負荷の低減を図ります。

まちづくりの基本方針 2**新たな道の駅整備による交通結節機能の強化**

- 道の駅を路線バスやA I デマンド交通、カーシェア、レンタサイクルなど地域の需要にあった公共交通の拠点として整備することで、地域住民の日常的な交通ネットワークの強化と、J R 横川駅や上信越自動車道、国道 1 8 号など既存の公共交通や道路と連携し、碓氷峠観光や市内の観光周遊を誘発します。

まちづくりの基本方針 3**地域住民や観光客の交流の促進**

- 地域住民や観光客が集えるスポーツイベント会場を整備することで、地域コミュニティの強化や観光交流空間の創出を図ります。
- 碓氷峠のヒルクライムや廃線ウォーク、トレッキングを楽しむサイクリストやハイカー向けの簡易宿泊施設や休憩室などを整備することで、地域の観光交流を促進します。

まちづくりの基本目標3 誰もが移動しやすい生活交通手段の確保

まちづくりの基本方針1

各地区や市外と連絡する交通ネットワークの強化

- 松井田地区と地域内各地区や軽井沢方面を結ぶ国道18号をはじめとした幹線道路の狭あい区間の拡幅、交差点改良など、関係機関と連携を図りながら、道路機能の早期整備を要望します。

まちづくりの基本方針2

日常生活に必要な移動手段の確保

- 鉄道から離れた地区の買い物や通院などの生活交通の手段として、A I デマンド交通などの利用システムを確立することで、生活利便性の向上を図ります。
- 松井田駅や西松井田駅、病院など主要公共施設への交通手段となる路線バスの本数を増加するなど、利用者の需要に合わせて運行の再編を検討します。



A I デマンド交通

まちづくりの基本方針3

歩行者空間の快適性の向上

- 多くの人を訪れる松井田駅などの鉄道駅周辺や、松井田庁舎や松井田小学校などの主要な公共施設周辺の道路について、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進し、誰もが歩きやすい空間を整備します。
- 住宅から最寄りのバス停までの段差の解消などを図ることで、公共交通機関を利用しやすい環境を創出します。



まちづくりの基本目標4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出

まちづくりの基本方針1

土砂災害や碓氷川の浸水被害などの自然災害への対策強化

①災害時の避難場所・避難経路の確保

- 松井田駅周辺などの浸水想定区域や横川駅周辺などの土砂災害警戒区域周辺は、災害時の孤立を防ぐため、公共公益施設などの機能更新に伴い、避難場所としての機能の整備や周辺道路やライフラインの耐震化を推進します。
- 新たに設置される道の駅においては、地域住民や滞在者の避難場所や非常時に活用できる防災用品などを整備することで地域の防災機能を強化します。また、降雨、積雪、土砂災害などによる通行止の際に安全かつ円滑にUターンできる車路や駐車場、ドライバーの休憩施設としての機能を確保します。

②斜面の砂防・治山対策

- 総合的な治水対策を進めるとともに、横川駅周辺や碓氷バイパス沿道などの土砂災害の恐れのある斜面についての砂防・治山対策を推進します。



碓氷川

③適切な維持管理による河川の浸水防止

- 台風や集中豪雨などに起因する洪水被害や浸水被害の防止・軽減を図るため、特に市街地を流れる碓氷川について関係機関と連携を図りながら機能の維持管理を行い、治水機能を保ちます。

④建築物の耐震化・不燃化の促進

- 地震発生時の倒壊・延焼を防止するため、市街地における建築物の耐震化・不燃化を促進します。

まちづくりの基本方針2

都市インフラの維持管理による快適な生活環境の創出

①道路沿道の支障木などの適切な維持管理

- 臼井地区、坂本地区の集落地などにおける道路沿道の支障木などの適切な維持管理を図ります。

②空き家・空き地、耕作放棄地の適切な維持管理と有効活用の促進

- ゴミの不法投棄や不法侵入などによる犯罪のターゲットになりやすい空き家・空き地、耕作放棄地においては、適切な維持管理と生活利便施設などへの有効活用を促進します。

③防犯に配慮した生活環境の創出

- 道路や公園などの公共空間については、街路灯の設置や支障となる樹木の伐採などにより、防犯に配慮した生活環境の整備を促進します。

まちづくりの基本目標 5 豊かな自然環境や景観、地域資源の保全・活用

まちづくりの基本方針 1

地域の歴史や文化にふれることのできる観光交流の推進

①自然環境を活かした観光交流の推進

- 森林環境・文化の体験学習の場である群馬県野鳥の森・小根山森林公園の周辺山林を含めた環境の保全とアクセス機能の拡充などにより、利用の促進とレクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。

②地域資源を活かした観光交流の推進

- 地域の歴史的資源となる碓氷関所跡や旧碓氷峠鉄道施設、松井田城址などの遺構、歴史的まちなみや妙義山の眺望などを保全、霧積温泉などの観光交流施設を活用するとともに、積極的な情報発信を行うことで、広域観光交流を推進します。
- 歴史的まちなみが残る旧中山道の宿場町である松井田宿や坂本宿については、空き家・空き地を活用した観光商業機能の向上などを図ることで広域観光交流を推進します。

まちづくりの基本方針 2

公園や広場、河川などの自然環境の維持管理

①公園や広場などの身近な自然環境の維持管理

- 地域の公園・緑地の利用需要に即して、施設間の連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、坂本スポーツ広場をはじめ、公園施設・スポーツ施設・遊具等の効果的な機能更新整備、施設長寿命化による効率的な施設維持管理を推進します。

②碓氷川や九十九川などの河川の維持管理と親水空間の創出

- 市街地に隣接する碓氷川・九十九川については、河川の治水機能との調整を図りつつ、広場・歩行空間・自転車通行空間などの空間の創出を図るなど、生活に身近な親水空間としての活用を図ります。

まちづくりの基本方針 3

妙義山や碓氷湖・妙義湖などの豊かな自然環境や景観の保全

- 妙義山などの美しい山並みや碓氷湖、妙義湖、点在するダムや滝、農地などの豊かな自然環境を保全するとともに、景観を楽しめる散策のルートなどの空間整備を推進します。
- 旧中山道や上信越自動車道沿道地区については、農地・集落地地区や森林・山林地区などの景観形成方針に加えて、高速道路からの眺望や周辺景観への配慮を行うための景観まちづくりを推進します。

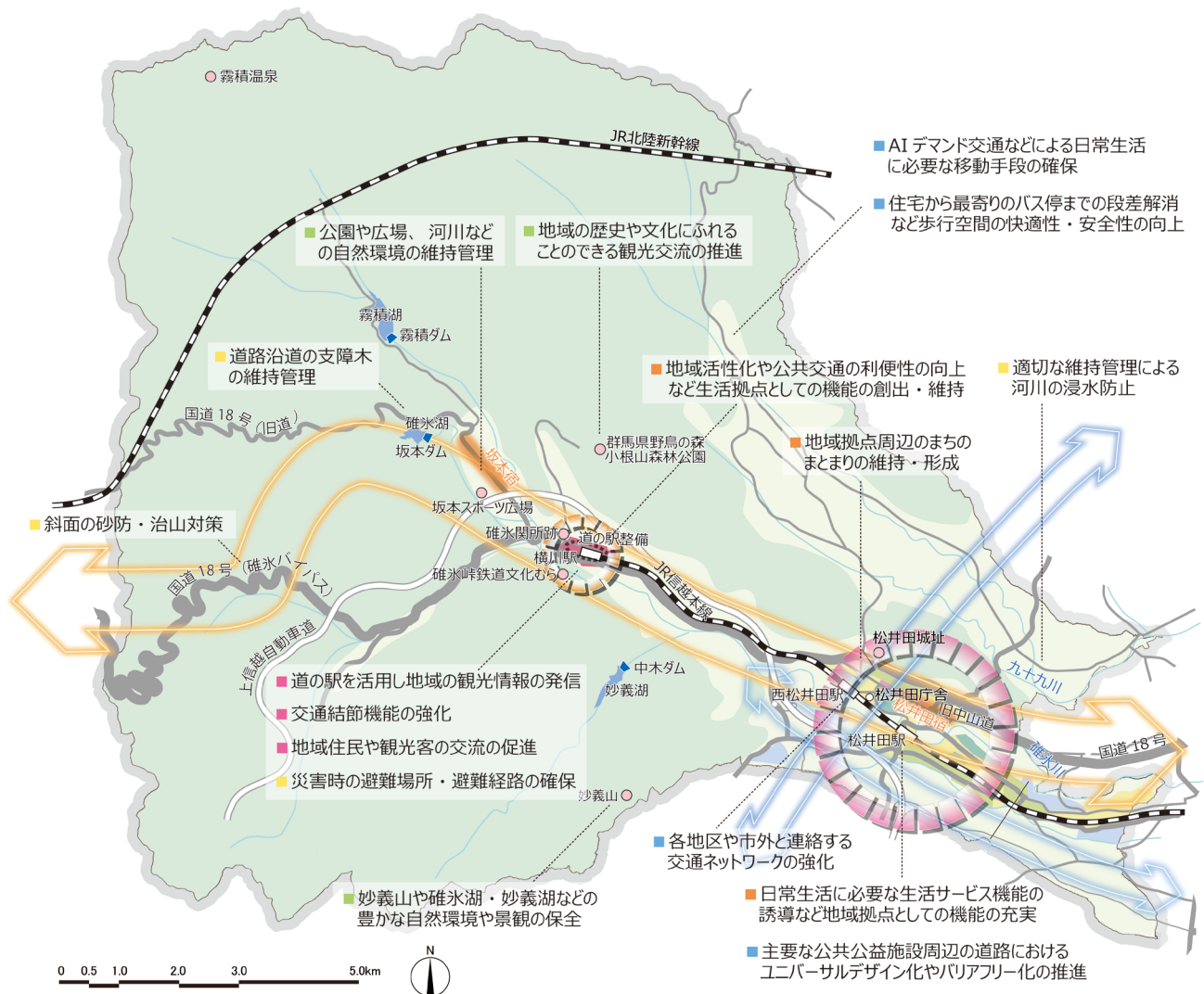


坂本ダム



「松井田地域」の将来構想図

- 基本目標 1 地域拠点・生活拠点の維持・拡充
- 基本目標 2 新たに設置される道の駅を活かしたまちづくりの促進
- 基本目標 3 誰もが移動しやすい生活交通手段の確保
- 基本目標 4 安全・安心に暮らせる生活環境の創出
- 基本目標 5 豊かな自然環境や景観、地域資源の保全・活用



※土地利用の着色は用地地域とは異なります

凡例				
地域拠点	公共施設	複合市街地	工業・流通業務地	幹線道路
生活拠点	地域資源	拠点商業業務地	田園・集落地	補助幹線道路
都市軸	ダム	近隣商業地	自然環境保全・活用	鉄道・駅
地域軸	低層住宅地	観光商業地	高規格幹線道路	河川
宿場	中低層住宅地	沿道サービス業務地	主要幹線道路	地域境界

第5章

実現化方策

- ① 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり
- ② 将来都市像の実現に向けた取組
- ③ 都市計画マスタープランの進行管理



第5章 実現化方策

1 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

都市計画マスタープランに示された将来都市像や方針の実現には、行政の取組のみならず、市民をはじめ、民間企業・各種団体との理解と協力が不可欠であり、市民・事業者・行政が協働し地域に根差したまちづくりが必要となります。

1-1 協働のまちづくりにおける役割

(1) 市民の役割

市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、本計画をはじめとするまちづくりに係る知識を深めるとともに、各種まちづくり活動に積極的に参加することが重要です。

また、これらの活動を通じて、自らの生活の場であるまちの安全性・快適性を向上させ、豊かで穏やかな暮らしが営まれるまちを次世代に継承することが必要です。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域や都市を将来にわたる自らの活動の場と捉え、地域の良好な環境を保全・確保するとともに、市民や行政と協働してまちづくりを推進することが重要です。

このため、事業者は自らの産業活動の維持・増進や、まちづくりルールの遵守、事業への協力、まちづくりの提案など、民間企業の視点からの積極的な取組が必要です。

(3) 行政の役割

行政は、まちづくりに係る情報を公開・周知し、市民・事業者が参加しやすい協働のまちづくりの推進体制を構築するとともに、まちづくりを市民の意向聴取や合意形成に基づいて着実に展開することが重要です。

これからのまちづくりは、地域コミュニティの運営や地域活動（エリアマネジメント）などのソフト面での取組が重要であることから、行政庁内の連携による施策展開を図ります。

更に、都市の領域を越えた広域的な連携が必要とされるまちづくりの課題に対しては、県や周辺市町村などとの調整を密にし、総合的かつ広域的な視野からまちづくりを進めます。

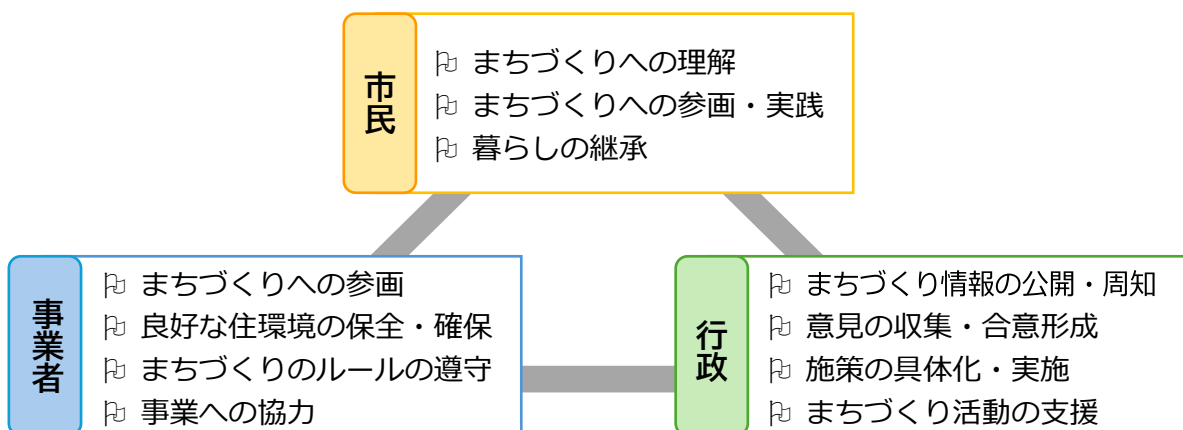


図 市民・事業者・行政の役割

1-2 協働のまちづくりの体制・制度の確立

(1) まちづくりの情報共有

市民や事業者がまちづくりに参加しやすいよう、市の広報誌やホームページへの掲載、まちづくりニュースの配布など、多様な媒体・手段により、まちづくりに係る情報を積極的に公開・周知します。



広報誌での情報共有

(2) 市民・事業者によるまちづくり活動の支援

市民や事業者による、地域コミュニティの運営や地域活動（エリアマネジメント）に自主的に取り組むことができる仕組みづくりや、活動を促進する支援体制の構築を進めます。

地域コミュニティにおいては、地域の特性等を考慮し、行政区からの要請に応じて地域コミュニティの再編や事業見直し等を支援します。

特に、地域活動（エリアマネジメント）を行う組織においては、市が都市再生特別措置法に基づいて地域のまちづくりを担う法人に指定することで、都市再生推進法人になることができます。都市再生推進法人は、公的な位置づけとなり、都市再生整備計画の作成等を市に提案できるなど、よりまちづくりに参画できるようになります。

(3) 参加に係る制度の拡充、運用促進

市民の意向を反映したまちづくりの計画を策定するため、市民アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントなど、様々な意見を聴取できる機会を設けることで、計画段階から市民参加を促します。

また、「都市計画提案制度」や「地区計画等の案の申出制度」などの住民・地権者による地区レベルの都市計画の提案制度の普及・活用を促進します。

さらに、市民に身近な地域の道路や公園・緑地が、親しみやすく使いやすい公共空間となるよう、「道路里親制度」などの市民参加により公共施設の管理、美化を行う制度の継続と適正な運用を図ります。



ワークショップの様子



2 将来都市像の実現に向けた取組

都市計画マスタープランで示す将来都市像や方針の実現に向け、都市計画法に基づき、適切な土地利用の規制・誘導や都市計画事業の実施により、計画的にまちづくりを推進します。

2-1 土地利用の規制・誘導

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現

少子高齢化や人口減少などの諸課題に対応した持続可能な都市構造として、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現を推進します。

実現にあたっては「立地適正化計画」に基づき、都市拠点においては、市の中心的な拠点として公共公益施設や高次の都市機能の誘導などにより都市の魅力や求心力の向上を図り、地域拠点及び生活拠点においては、日常生活に必要な生活サービス機能の誘導による生活利便性の維持・向上を図ることで、まちのまとまりを維持・形成するための緩やかな居住誘導に取り組めます。

(2) 用途地域・特定用途制限地域等による規制

市街地においては、用途地域等の指定により、住宅地、商業地及び工業地の土地利用の整備を適切に行います。

また、市街地縁辺部に広がる田園や既存集落地等においては、自然環境や営農環境と調和した住環境の保全と無秩序な宅地開発の抑制を図るため、地域の特性や実情に応じた特定用途制限地域などの指定に取り組めます。

(3) 地区計画制度の活用によるまちづくりの推進

工業団地や幹線道路沿道、一団の土地、歴史的まちなみ景観など、地区レベルのきめ細かなまちづくりの推進が必要な場合は、地区計画制度の導入を検討し、地区の特性に応じた秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の維持・創出を図ります。

2-2 都市施設の計画的な整備

(1) 都市計画道路

都市計画道路においては、県道・市道の道路改良事業などと役割分担しつつ、整備を推進します。また、事業の実現性と整備効果を推測し、幹線道路網の段階的整備実施計画を検討策定するとともに、必要に応じて、都市計画道路の見直しを行い、着実に幹線道路網を形成します。

(2) 公園・緑地

都市計画公園・緑地においては、他のスポーツ施設や緑地と合わせた適正配置を検討し、都市計画決定による事業区域の担保、土地利用制限の必要性が高く事業化が確実な区域を計画決定し、着実な整備を進めるとともに、既存施設の機能更新、長寿命化を推進します。

(3) 公共下水道

公共下水道においては、流域関連公共下水道事業認可区域における整備を進めるとともに、既存の下水道施設の機能保全及び更新を推進します。

また、人口減少や施設の老朽化などにより経営状況が不安定になると予測されることから、経営管理方法の検討や、市民参画・協働により下水道事業運営など、経営基盤の安定化に向けた取組を検討します。

(4) 市街地

市街地においては、土地区画整理事業や工業団地造成事業などの面的な市街地開発事業の他、沿道型の基盤整備や地区計画など、地域の特性に合わせた多様な手法を検討し、段階的かつ計画的に道路等の都市基盤の整備を進めます。



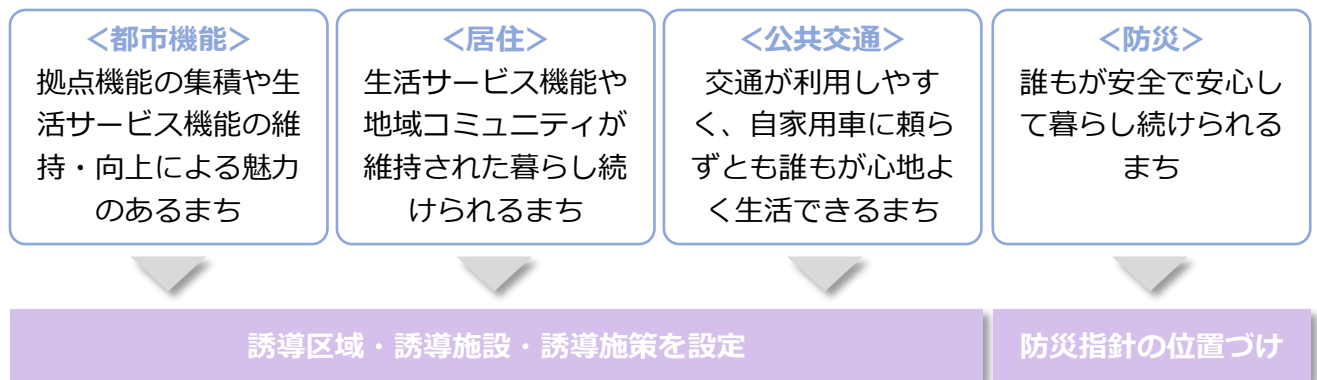
2-3 段階的实施計画の策定

本計画では、今後のまちづくりの方向性を「時代の変化に対応した住み続けられるまちづくり」とし、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進することとしました。

この『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを着実に実現するための計画として、「立地適正化計画」と「地域公共交通計画」を令和7年度公表に向けて策定しています。

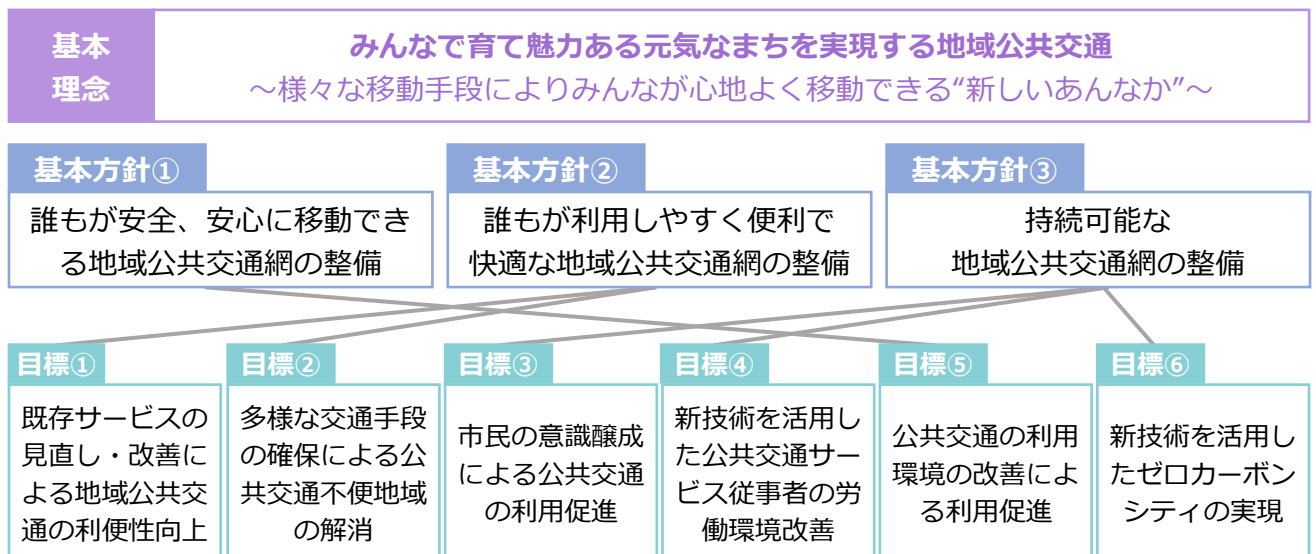
(1) 立地適正化計画

人口減少・高齢化や市街地の拡散・低密度化が進行すると、一定の人口の集積に支えられている医療、福祉、子育て施設、商業などの都市機能や公共交通の維持・存続に影響を及ぼすことが懸念されています。これらに対応した住み続けられるまちづくりを進めるため、立地適正化計画では、「都市機能」、「居住」、「公共交通」、「防災」の観点からまちづくりの方針や誘導方針、都市再生特別措置法に基づく誘導区域の設定（都市機能誘導区域・居住誘導区域）により、緩やかに都市構造の再編を推進します。



(2) 地域公共交通計画

立地適正化計画に基づく機能誘導を図りつつ、拠点間を繋ぐ公共交通のネットワークの維持・充実を図るため、地域公共交通に関するマスタープランを策定し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市構造に向けた取組を推進します。



3 都市計画マスタープランの進行管理

3-1 計画の見直し

都市計画マスタープランは長期的な方針であり、概ね20年後を目標年次としていますが、社会経済情勢の変化や上位関連計画の見直し、関係法令や制度の新設・変更など、計画の条件に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて適切な見直しを行います。

3-2 PDCAサイクルによる進行管理

都市計画マスタープランで示す将来都市像や方針の実現に向け、各分野の個別計画や実施計画に基づいて施策・事業を進めていきますが、適切な段階で都市づくりの状況を把握することで本計画の進行管理を行います。

具体的には、PDCAサイクルのプロセスに則り、都市計画マスタープランをはじめとする計画を策定（Plan）し、計画に基づき施策・事業を展開（Do）、それらの効果・成果を検証（Check）し、必要に応じて見直す（Action）ことにより、全体的な進行管理を行います。

特に、各種施策・事業の展開においては、個別計画で指標を設定しつつ、点検・評価を実施することで、計画的に施策・事業を進行します。また、効果・成果の検証にあたっては、市民アンケート調査などを通して評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。



図 PDCAサイクルのイメージ図